

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 策定の背景と目的

本市では、平成17年3月に、盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画・前期行動計画を策定し、次世代を担う子どもたちを健やかに育てるための環境づくりを総合的に推進してきました。この間、国における少子化対策をめぐる動向をみると、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略<sup>(※)</sup>が示され、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス<sup>(※)</sup>）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組の構築」を車の両輪として進めていく必要があるとされるなど、結婚や出産、子育てに関する国民の希望を実現するためには、より総合的な取組が必要とされ、新たな施策の方向が示されました。これら国における議論に加えて、社会情勢の変化や前期行動計画から抽出される課題、平成21年1月に実施した次世代育成支援に関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）の結果等を踏まえ、盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画・後期行動計画として「もりおか子ども育成プラン」を策定するものです。

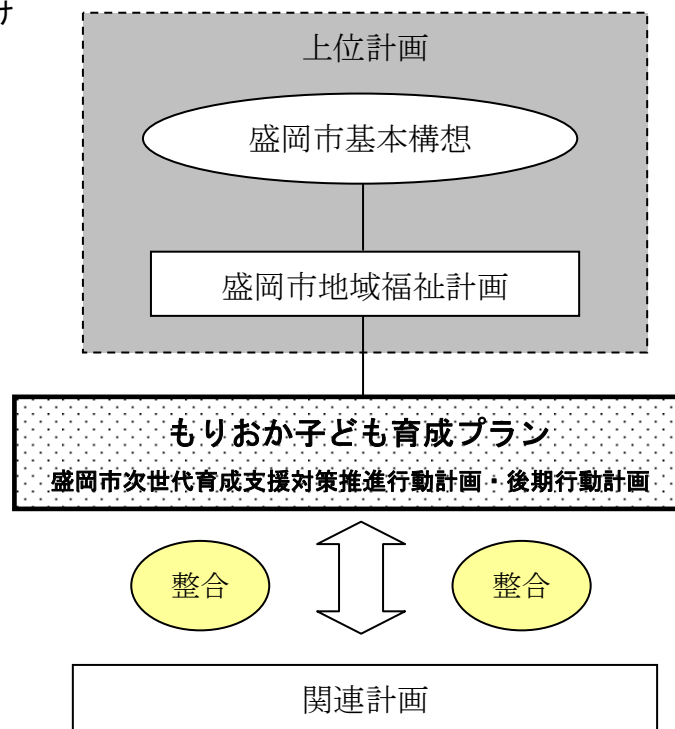
### 2 計画の位置づけ

この計画は、盛岡市基本構想の次世代育成に係る施策を具体化するものであり、本市の少子化対策の取組方針と子育て支援に関する具体的な施策を推進するための指針となるものです。

また、「盛岡市地域福祉計画」の理念を踏まえるとともに、関連する計画との整合を図ります。

なお、母子及び寡婦福祉法で策定が義務づけられている「母子家庭及び寡婦自立促進計画」については、その計画策定の趣旨等が次世代育成支援対策推進行動計画に包含されることから前期行動計画に含めて位置づけており、後期行動計画においても、必要な見直しを行った上で、「ひとり親家庭等自立促進計画」として引き続き位置づけることとします。

図 1 計画の位置づけ



### 3 計画の期間

盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画の期間は平成 17 年度から平成 26 年度の 10 年間です。前期行動計画は、平成 17 年度から平成 21 年度までを計画期間としました。後期行動計画は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間を計画期間とします。

### 4 前期行動計画の進捗状況

前期行動計画は、次世代の育成に関する 139 事業を計画に位置づけ、このうち 90 事業については目標数値を設定し計画を推進してきました。現在はまだ前期行動計画の計画期間中であることから、平成 20 年度実績について進捗状況をみると、目標数値を設定した 90 事業のうち、計画当初に掲げた平成 21 年度目標値に対し 80%以上の達成率を示した事業は 55 事業でした。また、厚生労働省が定める保育サービスを中心とする特定 14 事業<sup>(※)</sup>については、すべての事業が平成 21 年度目標値を既に達成していることから、前期行動計画は概ね順調に実施できているものと考えられます。

しかしながら、前期行動計画策定以降、社会情勢の変化やニーズ調査の結果等から、新たに次のような政策課題が顕在化しており、後期行動計画においては、これらの課題に重点を置いて取り組む必要があります。

## (1) 保育所の待機児童の解消

入所定員の拡大を図ったことにより、通常保育事業の定員数は平成 21 年度目標数値を達成していますが、共働き世帯の増加などにより保育需要が増えていることから、待機児童は解消されていない状況です。後期行動計画においては、将来的に就労を希望する母親の潜在的なニーズ<sup>(※)</sup>を踏まえながら適切な目標を定めることが必要です。

## (2) 病児・病後児保育の充実

ニーズ調査によると、これまでは病気の子どもを父母が仕事を休んで面倒をみたり、親族等に預けることで対応していた世帯のうち 67.43%が今後は施設に預けたいとの希望を示していることから、今後のニーズの高まりに応じた対応が必要です。

## (3) 放課後児童の健全育成の充実

出生率の低下や遊び場の不足など、近年、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、地域における子どもたちの健全育成を図るための環境づくりがますます重要となっています。また、女性の就労の増加等により、小学校就学後も引き続き、子どもたちが安全、安心して放課後に生活できる場を確保する必要性が高まっています。特に放課後対策については、多様なニーズに対応するための総合的な検討が必要であり、児童館・児童センター<sup>(※)</sup>の運営や放課後児童健全育成事業<sup>(※)</sup>、放課後子ども教室推進事業<sup>(※)</sup>の連携を図るとともに、地域の社会資源の有効活用を含めた適切な環境の整備が必要です。

## (4) ワーク・ライフ・バランス<sup>(※)</sup>（仕事と生活の調和）への取組

ワーク・ライフ・バランスは、男性も含めた働き方の見直しを行うことにより、仕事だけではなく家庭や地域社会においても充実した豊かな生活を得ることができるとしています。育児のほか介護や趣味、地域活動などと調和した、多様な生き方や働き方が選択・実現できる社会を目指すものです。これらの取組が、今後、仕事と子育ての両立を実現していく上で重要な視点として位置づけられたことから、具体的な取組について検討する必要があります。

## (5) ひとり親家庭への支援

近年、経済情勢の悪化などを背景に母子家庭だけでなく父子家庭の親からの相談が増加することが懸念されます。

母子家庭に比べて支援制度が整っていない父子家庭の実態を把握し、これらを含めたひとり親家庭への支援体制について、総合的に検討することが必要です。

## 第2章 盛岡市の子育てを取り巻く現状と課題

### 1 少子化の動向

#### 〔 現状と課題 〕

少子化をめぐる動向について、国の合計特殊出生率は、平成 17 年の 1.26 を最低に平成 18 年 1.32、平成 19 年 1.34 と上昇傾向にあります。依然として楽観視はできない状況です。また、本市においては、過去 5 年ほどは 1.28 前後と横ばい状態にあります(図 5)。少子化は、高齢化とともに人口構造の変化をもたらす、同時に急速な労働人口の減少を招くとされることから、我が国の経済社会や社会保障制度のあり方に大きな影響を与えることが課題となっています。

少子化の背景には未婚化や晩婚化、晩産化の進行とともに、夫婦そのものの出生力の低下等の要因が指摘されていますが、一方では、共働き家庭が増加する中で、働き方をめぐる様々な課題の存在が少子化に影響を与えているともいわれています。少子化は、子どもを産みたいと願う人が、安心して産むことができない、いわば社会のひずみの一つの現れともみることができ、子どもを産み育てたいと願う人がその願いをかなえることができる社会づくりに向けた取組が必要です。

#### (1) 人口等の推移

本市の人口は、平成 17 年以降微減となっています。世帯数については、人口とは逆に年々増加しており、これは、単身世帯の増加と核家族化が顕著になっているということがいえます。市の総合計画では、平成 27 年の人口は 296,000 人、また、世帯数を 127,600 世帯と推計しています。

また、年齢別(3区分)で見ると、年少人口(0歳～14歳)と老年人口(65歳以上)の推移は対照的で、年少人口は昭和 55 年には 60,253 人と総人口(258,740 人)の 23.3%でしたが、平成 21 年には 39,749 人と総人口(292,487 人\*)の 13.6%まで、減少しています。

一方、老年人口は、昭和 55 年には 18,341 人と総人口の 7.1%でしたが、平成 21 年には 61,955 人と総人口の 21.2%と増加傾向で推移しており、本市においても少子高齢化が進行しています。

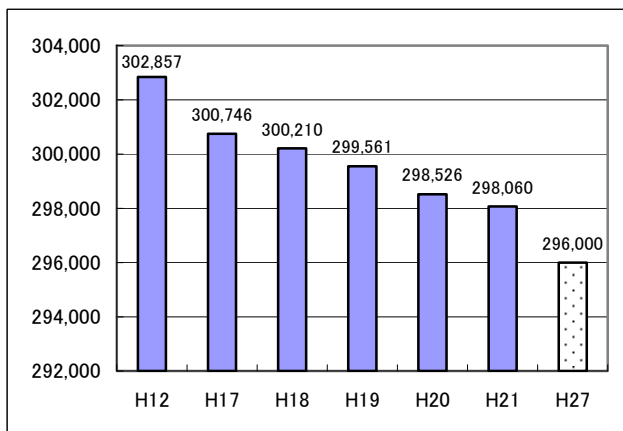
市の総合計画では、平成 27 年の年少人口を 38,400 人(12.9%)、老年人口を 70,000 人(23.6%)と推計しています。

\*平成 21 年 9 月末日の住民基本台帳人口

図2 推計人口と世帯数

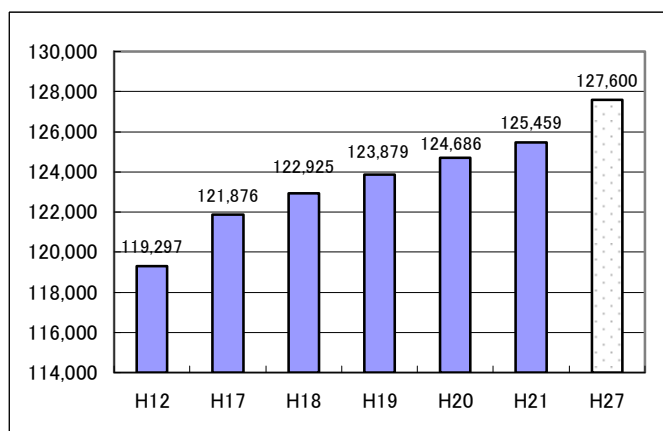
〔推計人口〕

(人)



〔世帯数〕

(世帯)

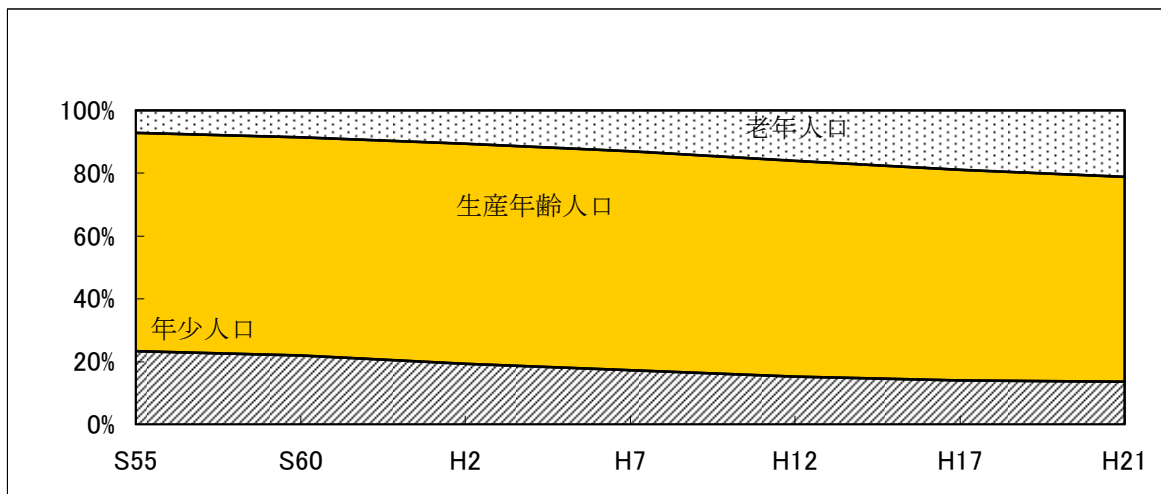


[出典]国勢調査

\*平成12年及び平成17年については国勢調査，平成18年以降については毎年10月の推計人口による。

\*推計人口とは，国勢調査を基準として，各月の出生，死亡，転入，転出，外国人登録及び帰化の届出数を加減して，各月の常住人口とみなしている人口。

図3 年齢（3区分）別人口割合の推移



[出典]国勢調査

\*平成21年は住民基本台帳人口（9月末日現在）

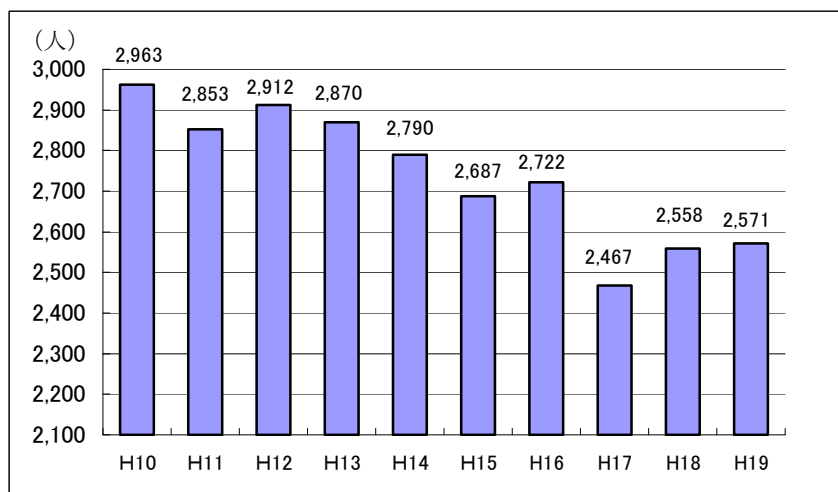
## (2) 出生の動向

出生数については、過去 10 年間の推移を見ると、平成 10 年から平成 15 年までは減少傾向にありました。平成 16 年に若干増加に転じましたが、平成 17 年は 10 年間で最も少ない 2,467 人でした。その後は、2 年連続で微増となっています。

また、現在の人口を維持するために必要とされる合計特殊出生率は、概ね 2.08 とされていますが、本市の場合、過去 10 年を見ると平成 12 年の 1.33 をピークに多少の増減はあるものの、平成 15 年以降はほぼ横ばいとなっています。

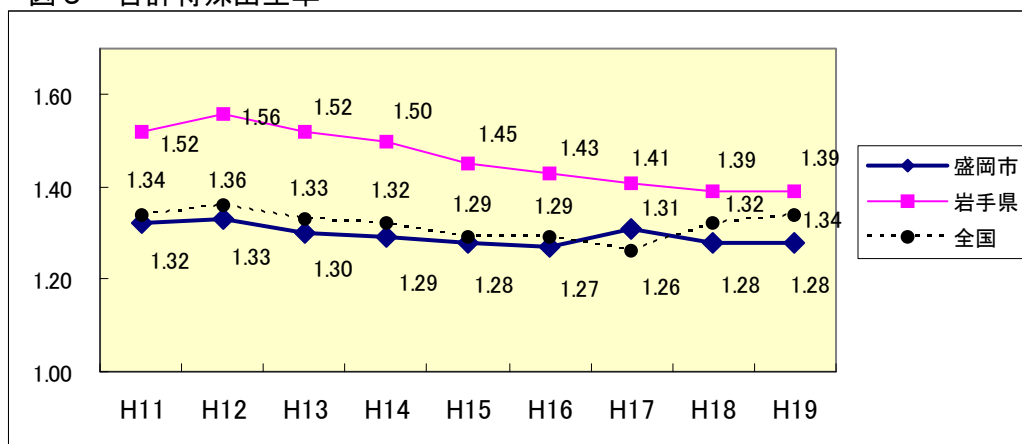
国においては、平成 17 年の 1.26 を最低に、平成 18 年の 1.32、平成 19 年の 1.34 と上昇に転じています。

図 4 出生数の推移



[出典]岩手県保健福祉年報

図 5 合計特殊出生率\*



[出典]厚生労働省「人口動態統計」，岩手県保健福祉年報

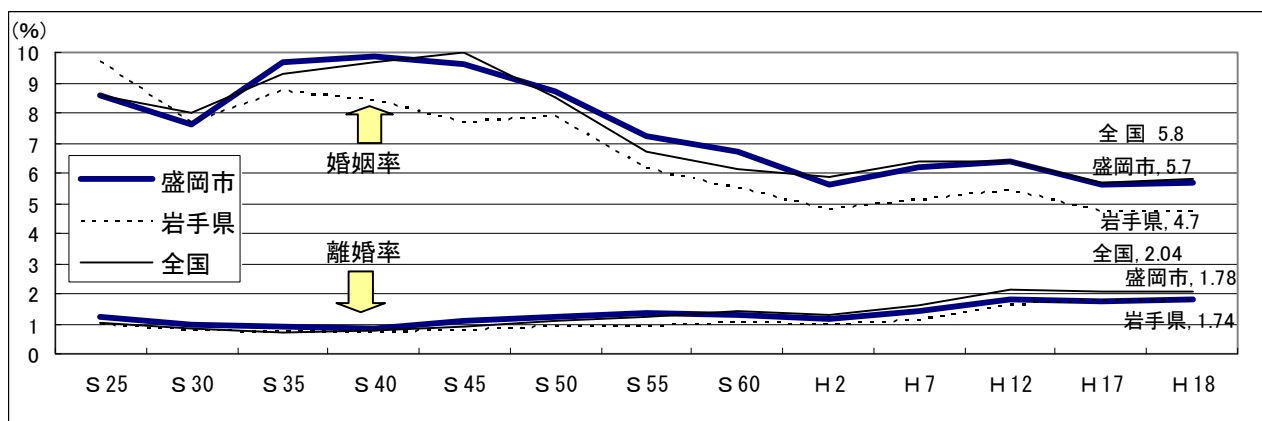
\*合計特殊出生率：15 歳から 49 歳の女性を対象にし、その年の年齢別出生率が、将来一定のままに推移すると仮定した場合、1 人の女性が生涯に出産する平均の子どもの数。

### (3) 結婚をめぐる動向

#### ① 婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は、昭和 40 年の 9.9%をピークに下降を続け、平成 2 年を境に 6%前後で推移しています。また、離婚率は、平成 12 年以降 1.7%前後で推移しています。

図 6 婚姻率・離婚率の推移



[出典]厚生労働省「人口動態統計」，岩手県保健福祉年報

\*婚姻率・離婚率=年間届出件数/10月1日現在人口×1,000

\*盛岡市の数値に旧玉山村分の数値は含まない。

#### ② 年代別・男女別未婚率の推移

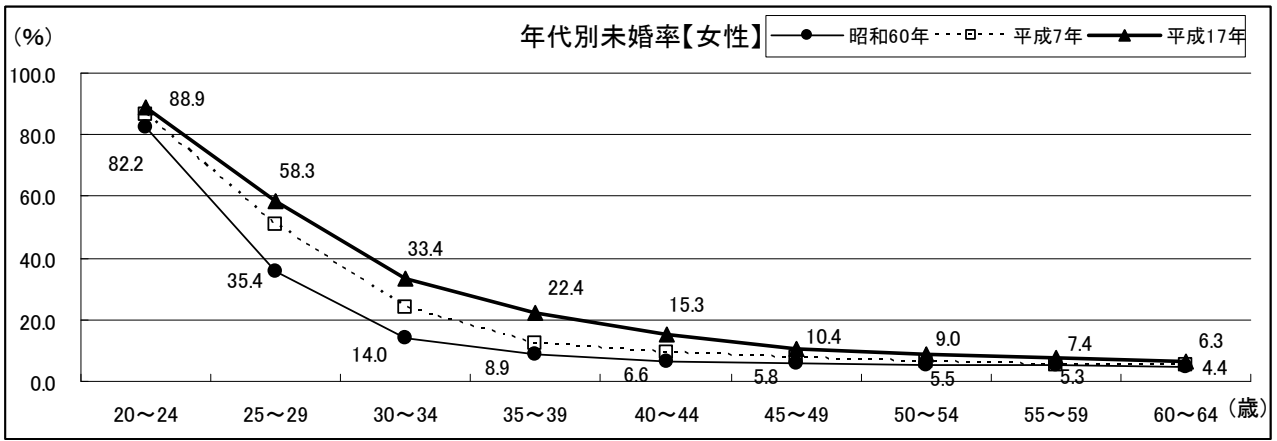
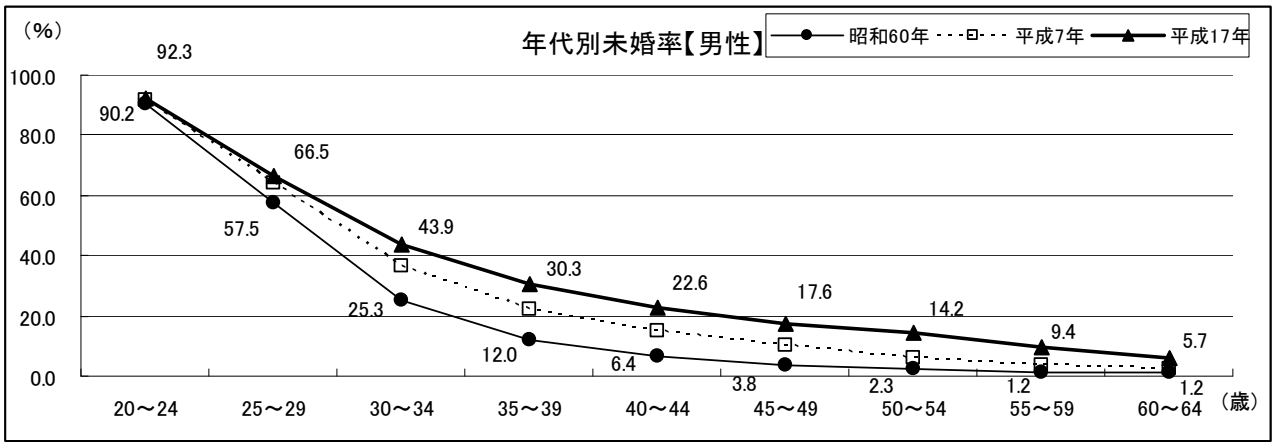
本市の年代別の未婚率は、男性女性ともにどの年代においても上昇しており、晩婚化が進んでいると推測されます。特に、男性では 30 代に、女性では 20 代後半から 30 代前半にその傾向が顕著にみられ、比率が大きく上昇しています。

この背景には、雇用形態や就業形態が多様化する中で、労働時間や賃金収入における格差が生じており、男性・女性を問わず、結婚・出産・子育てを経済面から躊躇せざるをえない状況をもたらしていることが要因の一つとみられています。

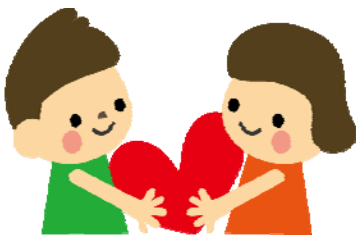
実際に、労働政策研究・研修機構「仕事と生活の両立」(2006 年)によれば、非正規雇用の男性の未婚率は、正規雇用の男性の未婚率よりも高いという調査結果も出ています。

なお、未婚化、晩婚化を背景に少子化が進行する中で、市では、出会いの場の創出も必要であると認識しており、盛岡市社会福祉協議会が実施する結婚相談事業に対し、補助金を支出して活動を支援しています。

図7 年代別未婚率の推移



[出典] 国勢調査





## 2 保育サービス等の状況

### 〔 現状と課題 〕

本市の保育サービス等をめぐっては、仕事と子育ての両立を支えるためのサービスのほか、子育ての負担感を軽減することを目的に、多様なニーズにきめ細かく対応する子育て支援体制づくりに努め、事業の充実を図ってきました。しかしながら、社会情勢の変化やニーズ調査結果などから新たな課題も浮上しています。

認可保育所<sup>(※)</sup>については、平成16年4月から平成21年3月までの5年間で新たに5園が開園し、既存の保育所の定員増を含めて全体の定員を550人増やしてきましたが、待機児童の解消には至っていません。特に低年齢児の待機児童の割合が高く、乳児保育の定員増が望まれています(表1・表3)。

また、特別保育の病児・病後児保育について、ニーズ調査において今後利用したいという希望が非常に多くありました。しかしながら、実際の利用児童数の伸びとの隔たりがあり、サービスの拡充にあたっては、実際の利用状況に即した形で事業を進めていくことが必要であり、より細やかな保護者の声を反映させる仕組みの構築が必要です(表9)。

さらには、延長保育について、平成20年度は20か所(公立1か所、私立19か所)で20時までの延長保育を行っていますが、今後の長時間延長保育については、その需要の動向等を適切に見極めていくことが重要です。

### (1) 保育所・幼稚園の状況

#### ① 保育所数、入所児童数等

本市の認可保育所数は、平成21年5月現在で52か所、定員は4,835人となっています。また、入所児童数は、平成16年度が4,594人であったものが、平成21年度は5,081人とこの5年間で1.11倍となっています。

保育所の入所率は、昭和50年代から定員割れの傾向にありましたが、平成8年度から入所児童が増加し、平成21年度は105.1%となっています。平成10年度から、入所枠の緩和措置<sup>(※)</sup>により定員を超えての入所が可能となりましたが、低年齢児を中心に毎年度待機児童が発生しています。

表1 保育所の状況（保育所数・定員）

区分	保育所数（か所）			定員（人）		
		公立	私立		公立	私立
平成16年度	47	18	29	4,255	1,545	2,710
平成17年度	49	18	31	4,425	1,545	2,880
平成18年度	51	18	33	4,565	1,545	3,020
平成19年度	51	18	33	4,685	1,575	3,110
平成20年度	52	17	35	4,775	1,485	3,290
平成21年度	52	16	36	4,835	1,395	3,440

[出典]市児童福祉課

\*各年度5月1日現在

表2 保育所の状況（入所児童数・入所率）

区分	入所児童数（人）			入所率（%）		
		公立	私立		公立	私立
平成16年度	4,594	1,605	2,989	108.7	103.9	110.3
平成17年度	4,632	1,593	3,039	101.5	103.1	105.5
平成18年度	4,875	1,594	3,281	106.8	109.2	108.6
平成19年度	4,914	1,586	3,328	104.9	100.7	107.0
平成20年度	4,962	1,480	3,482	103.9	99.7	105.8
平成21年度	5,081	1,395	3,686	105.1	100.0	107.2

[出典]市児童福祉課

\*各年度5月1日現在

\*他市町村の受託児を含む

表3 待機児童数 (人)

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成16年度	4	19	15	8	2	0	48
平成17年度	3	20	21	24	2	0	70
平成18年度	2	7	10	11	2	3	35
平成19年度	0	3	13	5	1	1	23
平成20年度	2	11	5	10	1	0	29
平成21年度	1	11	13	6	2	0	33

[出典]市児童福祉課

\*毎年度4月1日現在

## ② 幼稚園数、就園児童数等の状況

市内の幼稚園数は、平成 21 年 5 月 1 日現在で国立 1 園，市立 4 園，私立 26 園の計 31 園となっています。

就園児童数については、3 歳児以上が就園対象であり、5 千人台で推移していましたが、平成 11 年度に 5 千人を割り、以後減少傾向を示し、平成 21 年度には 4 千人を下回りました。

保育所の利用児童数と比較すると、幼稚園がわずかに減少傾向にあるのに対し保育所は増加傾向にあります。

図 8 保育所・幼稚園利用児童数（就学前児童 0～5 歳）

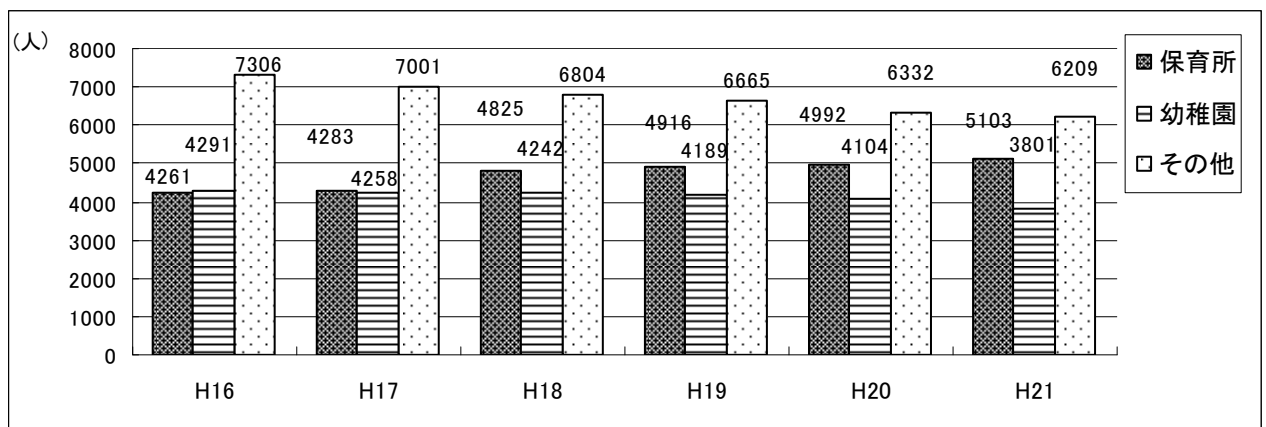
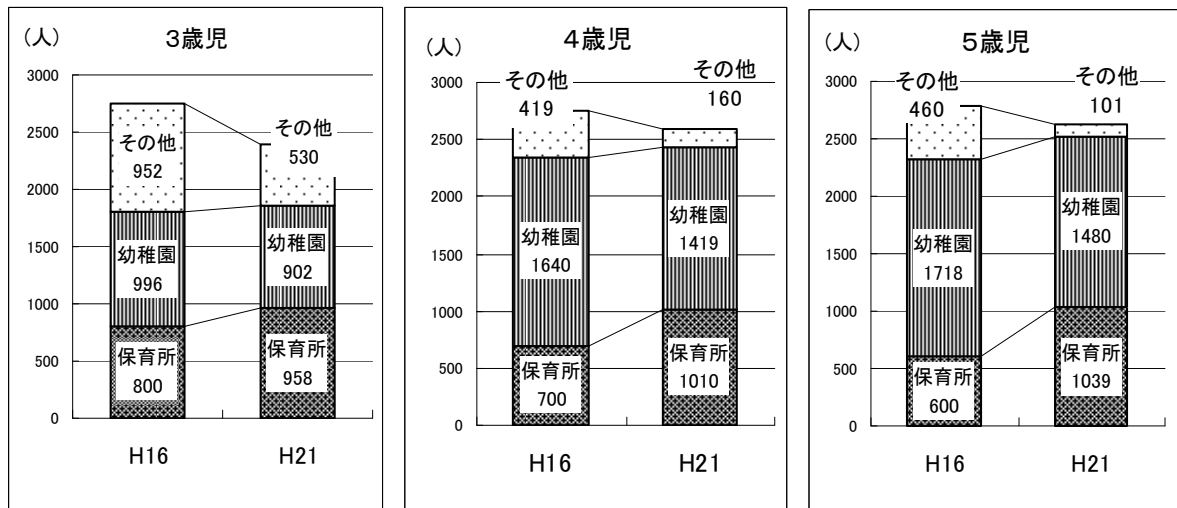


図 9 保育所・幼稚園利用児童数（就学前児童 3～5 歳）



[出典] 盛岡市統計書，「学校基本調査報告書」，県教育委員会「学校一覧」，盛岡市「人口統計表」

\*各年度 5 月 1 日現在

\*保育所は 0 歳児からの入所児童数で他市町村への委託児を含む。幼稚園は 3 歳児からの入園児童数。

また、市立幼稚園4園と私立幼稚園26園では、教育活動終了後に、家庭の事情による希望者を対象に行う預かり保育を全園で実施しています。時間帯は幼稚園ごとに異なり、市立幼稚園では、概ね教育活動が終了する14時前後から16時前後の2時間程度、私立幼稚園では14時前後から17時または18時頃までとなっています。また、早朝7時台からや19時台まで行っている幼稚園もあります。

さらには、子育て支援事業についても、就園前の1歳児や2歳児を対象として、各幼稚園の特色ある取組が行われています。

表4 預かり保育の実施状況（平成21年度）

区 分	幼稚園数 (園)	実施園数 (園)	実施率
国立幼稚園	1	0	0.0%
市立幼稚園	4	4	100%
私立幼稚園	26	26	100%
計	31	30	96.8%

[出典] 市教育委員会学校教育課

### ③ 認定こども園<sup>(※)</sup>の状況

就学前の教育や保育ニーズに対応する新たな試みとされる認定こども園について、本市では、幼稚園型の認定子ども園として3園が認定されています。

## (2) 特別保育の状況

保護者の就労形態の多様化や保育所を利用していない保護者の保育の需要に対応するため、延長保育や休日保育などの特別保育を実施しています。

延長保育事業及び一時保育については、保護者に対する認知度は高くなりましたが、その時々々の経済状況等により利用児童数は増減しています。

障がい児を対象とした発達支援保育は、健常児との集団生活を行うことによる成長・発達を望む保護者が増えており、増加傾向にあります。

### ① 延長保育の状況

保護者の就労形態の多様化などに伴い、7時から18時までの通常保育とは別に、18時から19時または20時までの延長保育を実施しています。

延長保育は、平成14年度以降公立及び私立の全保育所で実施しています。また、延長保育利用児童数の割合は平成16年度をピークに減少しており、平成20年度は15.6%となっています。景気の動向等によっても需要が変動すると考えられます。

表5 延長保育の状況

区 分	実施保育所数 (か所)			平均利用児童数 (人)	入所児童数に占める延長保育利用児童の割合
	公立	私立	計		
平成16年度	18	29	47	870	18.8%
平成17年度	18	32	50	938	18.0%
平成18年度	18	33	51	787	14.4%
平成19年度	18	33	51	869	16.1%
平成20年度	17	35	52	862	15.6%

[出典]市児童福祉課

## ② 休日保育の状況

保護者の就労形態の多様化により、休日に就労するケースが増えています。休日に子どもの保育が困難になる場合に対応するため、平成20年度は7か所で休日保育を実施しています。利用児童数は増加傾向にあります。

また、平成19年度からは年末年始時の保育を私立保育所1か所で実施し、平成20年度には2か所で実施しています。

表6 休日保育の状況

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施保育所数 (か所)	4	5	6	6	7
年間延べ利用児童数 (人)	1,740	1,831	2,377	2,495	2,939

[出典]市児童福祉課

## ③ 一時保育（一時預かり事業）の状況

保育所に入所していない子どもの家庭において、パート就労等女性の就労形態の多様化や保護者の傷病等による緊急時の保育の需要に対応するため、一時保育を平成20年度は15か所の保育所で実施しています。

利用児童数は増加傾向にあり、保育所に入所していない家庭の需要が増えていることがうかがえます。

表7 一時保育の状況

区 分	実施保育所数 (か所)			年間延べ利用児童数 (人)		
	公立	私立	計	公立	私立	計
平成16年度	0	7	7	0	4,338	4,338
平成17年度	0	9	9	0	4,367	4,367
平成18年度	0	12	12	0	8,442	8,442
平成19年度	0	13	13	0	6,345	6,345
平成20年度	0	15	15	0	6,201	6,201

[出典]市児童福祉課

#### ④ 発達支援保育の状況

入所要件を満たし集団保育が可能な中度または軽度の障がいを持つ子どもを保育所において受け入れ、健常児との集団保育を行う中で成長・発達を促しています。

障がい児の受け入れは、私立保育所では昭和50年度から、公立保育所では昭和57年度から実施していますが、現在は、すべての保育所において障がい児の受け入れは可能となっています。健常児との集団生活を行うことによる成長・発達を望む保護者が増えており、平均利用児童数はここ数年で急激に増加し70人台となっています。

表8 発達支援保育の状況

区分	実施保育所数（か所）			平均利用児童数（人）			入所児童数に占める発達支援保育利用児童の割合
	公立	私立	計	公立	私立	計	
平成16年度	12	10	22	24	20	44	1.0%
平成17年度	12	13	25	25	27	52	1.0%
平成18年度	16	13	29	29	26	55	1.0%
平成19年度	14	16	30	38	37	75	1.4%
平成20年度	13	14	27	37	39	76	1.4%

[出典]市児童福祉課

#### ⑤ 病児・病後児保育の状況（平成20年度までは乳幼児等健康支援デイサービスとして実施）

保育所に通所中の児童等が病気回復期にあり、集団保育等が可能な期間、一時的に保育を行う病後児保育を平成9年1月から実施しており、平成21年度からは病気回復期に至らない子どもを預かる「病児保育」を行ない、現在は3か所で実施しています。

また、平成21年度から保育所において自園型の病後児保育（体調不良児対応型）を私立保育所2園で実施しています。

表9 乳幼児等健康支援デイサービスの状況

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施か所数（か所）	2	2	2	3	3
定員数（人）	10	10	10	14	18
年間延べ利用児童数（人）	837	854	1,019	1,418	1,353

[出典]市児童福祉課

### (3) その他の子育て支援事業の状況

#### ① 地域子育て支援拠点事業(センター型)<sup>(※)</sup>の状況

都市化の進展に伴い核家族化が進行する中で、家庭における子育て能力が低下し、子育てに対する身体的、心理的負担を訴える保護者が増えています。こうしたことから、平成7年度から、子育てのノウハウを蓄積している保育所が中心となり、子育て家庭に対する支援事業を行っています。年間の相談件数が増加傾向にあり、特に基本的な生活習慣（食事等）に関する相談が多くなっています。

平成21年度は、公立4保育所（とりょう、くりやがわ、みたけ、永井）と私立6保育所（好摩、愛育園、青山、前潟、津志田、なかの）が関係機関と連携して実施しています。

表10 地域子育て支援拠点事業(センター型)<sup>(※)</sup>の状況

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施施設数（か所）	4	7	8	8	9
年間延べ相談件数（件）	437	496	736	806	1,001

[出典]市児童福祉課

#### ② 地域子育て支援拠点事業(ひろば型)<sup>(※)</sup>（つどいの広場管理運営事業）の状況

地域における子育て支援の拠点施設として、本市ではNPO法人との協働事業により「つどいの広場KOKKO（こっこ）」を平成18年7月に開設しました。保育所による地域子育て支援センター事業が地域に出向き、地域支援活動や子育てサークルの育成支援等を実施しているのに対し、つどいの広場では主に乳幼児を対象に、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集う場を提供しています。うちとけた雰囲気の中で子育て相談や子育て支援に関する講習などを行い、親子同士の相互交流を図る事業を実施しています。

また、中心市街地に設置したことで、その活性化を図る取組として、近隣店舗や商店街組合と協働し「なつまつり」や「ちびっこ運動会」などを行っています。

表11 盛岡市つどいの広場KOKKO（こっこ）の利用状況

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
来所者数（人）	7,439	10,309	10,363
1日あたりの平均来所者数（人）	37	35	35

[出典]市児童福祉課

### ③ ファミリーサポートセンター事業

地域において、ファミリーサポートセンターの会員同士が育児、介護の相互援助を行う子育て支援事業として、平成15年度に開始しました。

平成20年度の実績は、会員数（育児分）が1,000名を超えていますが、活動件数（育児分）は延べ1,963件となっており、平成17年度以降減少傾向にあります。

表12 ファミリーサポートセンター事業の状況

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
か所数	1	1	1	1	1
登録会員数（人）	488	670	843	908	1,089
活動件数（件）	2,872	3,148	2,850	2,311	1,963

[出典]市児童福祉課

### ④ 認可外保育施設

認可外保育施設には、認可基準に達していない保育施設と事業所内保育施設があります。平成21年1月1日現在の調査では、認可基準に達していない保育施設が17施設（入所児童数234人）事業所内保育施設が14施設（入所児童数279人）となっています。

### ⑤ 託児ボランティア

保護者の事情により、子どもの養育が一時的に困難になった場合に、民間の託児ボランティアが委託者宅等で保育を行う派遣型の託児を行っています。

本市において、把握しているボランティア団体は3団体となっています。

### ⑥ 子育て短期支援事業<sup>(※)</sup>の状況

保護者の就労や疾病、出産等により家庭で子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設<sup>(※)</sup>等で一定期間預かり、養育、保護をしています。利用期間を一週間程度までとするショートステイ<sup>(※)</sup>は概ね100人前後で推移していますが、放課後から22時まで、22時以降翌朝まで、もしくは休日預かるトワイライトステイ<sup>(※)</sup>の利用状況には変動があり、ここ2年ほどは利用が伸びていません。

表13 子育て短期支援事業の状況（延べ人数）

（人）

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
ショートステイ	106	115	206	101	120
トワイライトステイ	2	10	11	3	1

[出典]市児童福祉課



## ⑦ もりおか子育て応援パスポート事業

子育て中の世帯を対象に、企業等が子育て応援サービスを提供することにより、子育てに係る負担の軽減を図るとともに、地域社会全体で子育てを支援する機運を高めることを目的とし、平成20年8月から「もりおか子育て応援パスポート事業」を実施しています。パスポートを提示することにより協賛店が定めたサービスを受けられるもので、平成22年2月10日現在で登録している協賛店舗等が293、パスポートの発行世帯数は5,012世帯となっています。



### 3 放課後児童の健全育成の状況

#### 〔 現状と課題 〕

児童が心身ともに健やかに育成される環境づくりと、地域社会における子育てを支援していくために、放課後や週末等における児童の安全・安心な居場所づくりを推進する必要があります。

本市では、児童の健全育成の拠点施設として、昭和 46 年度から児童館・児童センター<sup>(※)</sup>の設置を進めています。また、放課後子ども教室推進事業<sup>(※)</sup>と放課後児童健全育成事業<sup>(※)</sup>を一体的、あるいは連携して実施するための放課後対策の推進計画として平成 20 年度に「盛岡市放課後子どもプラン」を策定しました。

平成 21 年度の各事業の実施状況は、市内 46 小学校区のうち、児童館・児童センターは 38 小学校区 41 か所（児童センター分室を含む）、放課後子ども教室<sup>(※)</sup>は 5 小学校区 6 か所、放課後児童クラブ<sup>(※)</sup>（地域児童クラブ）は 27 小学校区 36 か所で実施しています（平成 21 年 4 月 1 日現在）。

今後の課題としては、近年、共働き世帯の増加や核家族化の進行に伴って留守家庭の児童が増加しており、児童館・児童センターにおいては、これまでの機能に加え、放課後における児童の安全・安心な居場所として、保護者の就労時間に配慮した利用時間の延長や、未設置の小学校区への施設の設置などが求められています。

また、放課後児童健全育成事業に基づく放課後児童クラブ（地域児童クラブ）については、実施か所数や登録児童数が増加しており、仕事と子育ての両立を支え、子育てを支援するための学齢期における保育サービスとして、就学前の保育サービスとの連続性を考慮した整備が求められています。また、この際、小学校の余裕教室や学校の敷地など既存の社会資源の有効活用も視野に入れ、適正な規模でのクラブ運営を推進しながら、放課後児童の安全な生活の場としての環境整備を進めていくことが必要です。

さらに、放課後子ども教室については、円滑な事業実施に向けた地域におけるボランティアなどの人材確保や、児童館・児童センター、放課後児童クラブ（地域児童クラブ）の運営との連携が課題となっています。

#### (1) 児童館・児童センター

児童館・児童センターは、全ての児童を対象として、健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置しており、児童厚生員による遊びの指導や運動に親しむ習慣の形成など児童の体力増進を図る活動を行っています。また、自然体験活動のための遠足行事や子どもボランティアとして地域の清掃奉仕活動を行っているほか、老人福祉センター等との複合施設では、高齢者等との交流活動などを行っています。施設数の増加に伴い利用者数も増加しており、児童センターのうち 9 か所では、施設内に児童クラブ室を設置して、放課後児童健全育成事業を行っています。

表 14 児童館・児童センター<sup>(※)</sup>の状況

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
施設数 (か所)	児童館	1	6	6	6	6
	児童センター	32 (4)	32 (4)	32 (7)	32 (9)	32 (9)
	分 室	2	3	3	3	3
	合 計	35 (4)	41 (4)	41 (7)	41 (9)	41 (9)
利用者数 (人)	小学生	380,011	458,826	477,353	487,290	500,384
	幼児・中学生・高校生	47,198	52,236	49,218	46,141	43,779
	一 般	134,789	144,911	138,723	144,811	116,711
	合 計	561,998	655,973	665,294	678,242	660,874

[出典]市児童福祉課

\*施設数の児童センターの( )内は児童クラブ室設置数

### (2) 放課後子ども教室<sup>(※)</sup>の状況（放課後子ども教室推進事業<sup>(※)</sup>）

放課後子ども教室では、小学生全てを対象に、公民館などで週1回程度、地域のボランティアの協力を得て、遊びを中心に体験活動や交流活動を行っています。

表 15 放課後子ども教室の状況

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施か所数 (か所)	1	5	6	6	6
開催回数 (回)	123	508	748	357	423
延べ参加児童数 (人)	1,640	6,748	9,898	4,303	6,568

[出典]市教育委員会生涯学習課

### (3) 放課後児童クラブ<sup>(※)</sup>（地域児童クラブ）の状況（放課後児童健全育成事業<sup>(※)</sup>）

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場による児童の健全な育成を図ることを目的として市が設置し、社会福祉法人や保護者会が運営しています。

また、放課後児童クラブのほか、一部の児童センターに市が児童クラブ室を設置して取り組んでいます。

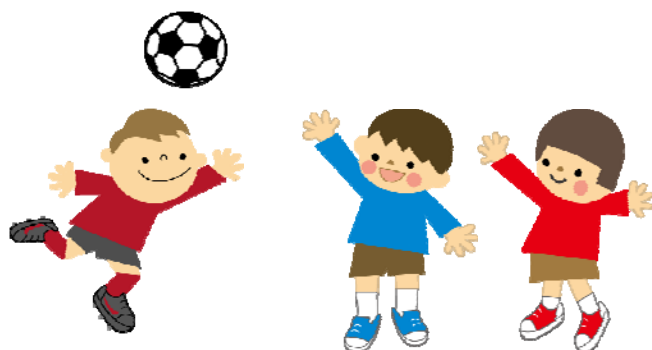
表 16 放課後児童クラブ<sup>(※)</sup> (地域児童クラブ)の状況 (放課後児童健全育成事業<sup>(※)</sup>)

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施か所数 (か所)	放課後児童クラブ	16	17	21	22	25
	児童センター内 児童クラブ室	4	4	7	9	9
	合 計	20	21	28	31	34
利用登録 児 童 数 (人)	1～3 年生	585	596	785	990	1,164
	4～6 年生	295	302	325	311	377
	合 計	880	898	1,110	1,301	1,541

[出典]市児童福祉課

#### (4) 母親クラブの状況 (母親クラブ活動育成事業)

母親クラブは地域における児童を持つ保護者等の連帯組織として、児童館・児童センター<sup>※</sup>を活動拠点とし、児童を健全に育成することを目的として活動しています。親子同士や地域住民との交流を図るための文化活動や児童の健全育成の向上に寄与する活動を行っており、平成21年度においては、42クラブの活動費に対して助成を行っています。母親クラブは、保護者相互の親睦による連帯感の醸成とともに、地域社会全体で児童を育成していく母体となり地域活動を行う団体として重要な役割を担っています。



## 4 母子保健の状況

### 〔 現状と課題 〕

母子保健の目的は、思春期、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通して母子の健康を確保することです。

母子を取り巻く社会環境は、少子化や核家族化、転出入が多いなど都市化の進行により急激に変化し、本市においても、産後うつや母親の育児不安、孤立した育児の問題等新たな課題が浮上しており、関係機関との連携による切れ目のない支援が求められています。また、地域における子育て支援体制の整備や健康診査後の指導の重視、さらには児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ることが課題となっています。

特にも今後は、平成 21 年 4 月に児童福祉法に位置づけられた「乳児家庭全戸訪問事業」と妊娠期から支援が必要なハイリスク妊婦への訪問指導とを一体化して推進することが求められています。

また、乳幼児の健康診査においては、各健診から把握される育児不安や育児ストレスを抱える母親について、個別かつ継続的な支援を要します。子育てに必要な情報を提供することにより乳幼児の健全育成を図るためにも、健康診査での要観察児を含めた家庭訪問等の対応を一層充実させる必要があります。

さらには、早期療育システムについて、今後も幼稚園や保育所、療育センターなどの関係機関との連携を強化し、役割分担をしながら、療育指導を必要とする乳幼児数に見合った療育の場を確保し、充実させていくことが重要です。

### (1) 妊娠・周産期の保健の状況

#### ① 妊娠届の状況

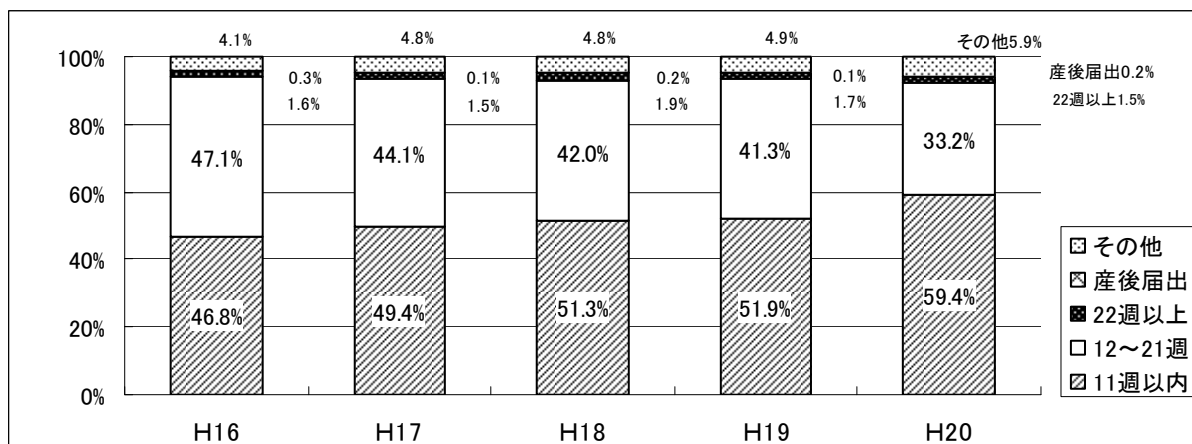
妊娠届出数は年度による増減はありますが、ほぼ横ばいの傾向です。「健やか親子 21」<sup>(※)</sup>において、妊娠 11 週以内の届出を勧奨しており、年々早期の届出傾向になっています。

また、産後の届出数は少ないものの、中には家庭環境などの問題があり、要支援の妊婦が多く見られます。

また、妊娠届出時の年齢は、35 歳以上が増加傾向にあり、初妊婦数は減少傾向にあります。

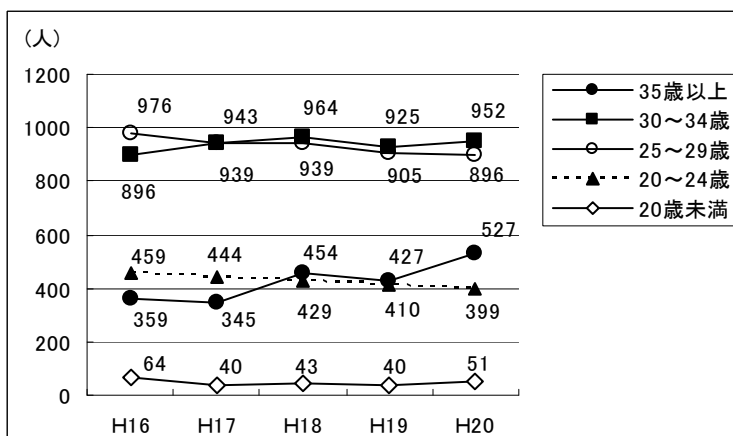
20 歳未満の妊婦は、概ね 2% と横ばいの傾向にありますが、若年の妊婦は、経済的問題や未婚、育児知識の不足など様々な問題を抱えることが多いことから、育児不安の解消や児童虐待予防等の観点からも、妊娠から産後まで関係機関との連携をとりながら支援しています。

図 10 妊娠届出週数別の状況



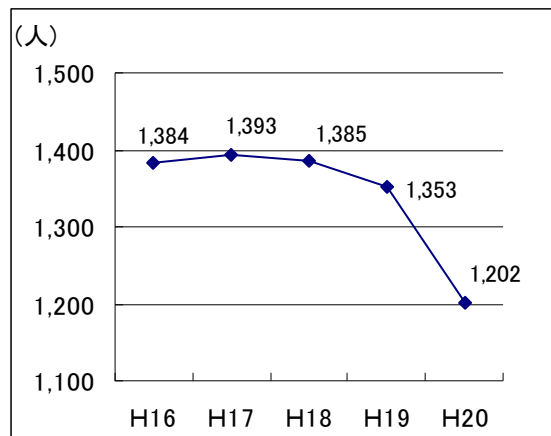
[出典]盛岡市保健所概要

図 11 妊娠届時の年齢



[出典]盛岡市保健所概要

図 12 初妊婦数の推移



[出典]盛岡市保健所概要

## ② 妊婦相談

妊婦相談は、8割以上が核家族で転入者が多く、就労者の割合も平成19年度から全体の5割を超えています。妊婦の2割が非妊時に喫煙をしています。妊娠を契機に3分の2が禁煙しています。妊婦の喫煙は、妊娠異常などを引き起こしやすく、赤ちゃんにも喘息や乳幼児突然死症候群、タバコによる事故などが起こりやすいため、禁煙を指導していく必要があります。また、受動喫煙によりタバコの害を受けることになるため、家族や職場の同僚にも禁煙に協力してもらおうよう指導しています。

表 17 妊婦相談の状況

(人)

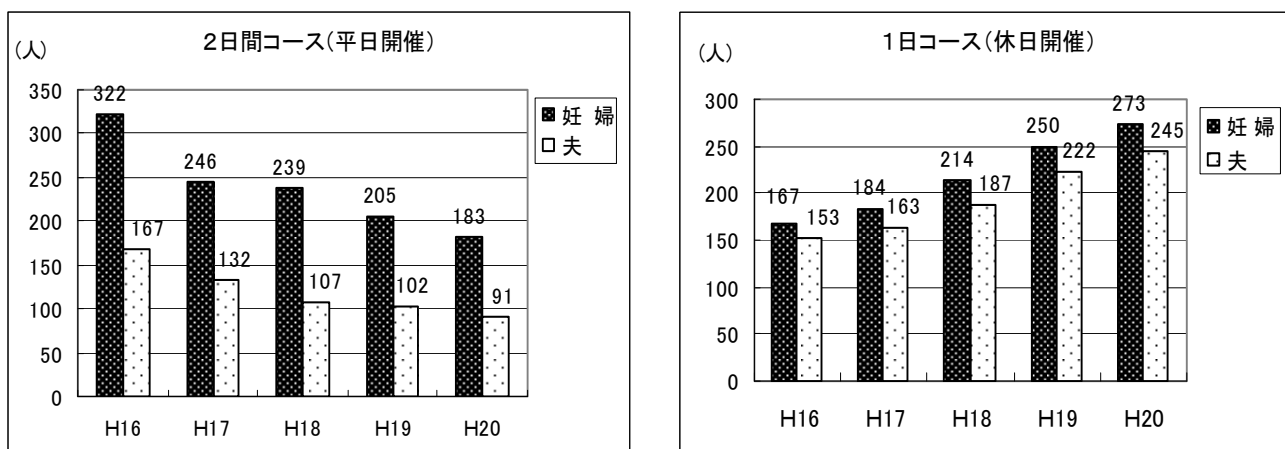
	妊婦相談				禁煙状況	
	相談件数	うち核家族	うち就労者	うち外国人	非妊時喫煙	現在喫煙
平成 16 年度	2,754	2,250(81.7%)	1,343(48.8%)	20	575	205
平成 17 年度	2,711	2,192(80.9%)	1,350(49.8%)	24	604	155
平成 18 年度	2,829	2,411(85.2%)	1,350(47.7%)	17	614	156
平成 19 年度	2,707	2,244(82.9%)	1,399(51.7%)	12	596	141
平成 20 年度	2,825	2,329(82.4%)	1,491(52.8%)	9	583	174

[出典]盛岡市保健所概要

### ③ 母親教室

初妊婦を対象に、妊婦の健康増進や不安の軽減、親となる意識づけ、情報交換と妊婦同士の交流の場として母親教室を開催しています。また、就労者でも参加しやすいように、休日コースを開催し、夫婦での参加や家族の参加を促すなど、家族全体が育児に参加しやすいような取組を行っており、年々参加者が増えています。日曜日開催の1日コースへ参加する妊婦が増えていくとともに、夫婦で受講する傾向が強くなっています。

図 13 母親教室参加状況（実数）



[出典]盛岡市保健所概要

\* 2日間コースは平成 18 年度まで 3 日間コースとして実施。

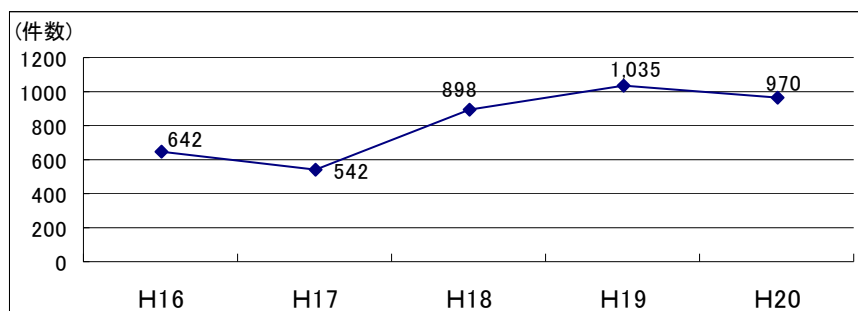
### ④ 妊婦一般健康診査

妊娠中の病気の早期発見と保健指導を目的に、妊娠期 2 回の健康診査受診票（20 歳未満及び 35 歳以上の妊婦については 3 回）を交付しています。平成 21 年度からは、妊婦が安心して妊娠、出産が出来る環境を確保するという国の方針を受け、公費負担回数を 6 回から 14 回に拡充しています。

### ⑤ 妊産婦・新生児訪問指導事業

妊婦及び生後4ヶ月までの新生児及び乳児等の家庭を訪問し、母子の健康管理や育児についての助言・育児不安の相談に応じるなど、安心して育児ができるように支援しています。全出生数の概ね4割の新生児等に家庭訪問をしています。

図14 新生児訪問件数



[出典]盛岡市保健所概要

### ⑥ 妊産婦歯科健康診査

妊娠期の口腔衛生の向上と胎児の歯牙形成期への意識を高めるために、妊産婦の歯科健康診査を行っています。平成12年度からは対象を産婦まで拡大しており、妊婦の受診者数は増加傾向にあります。

表18 妊産婦歯科健康診査実施状況 (人)

区分	妊婦受診数	産婦受診数	合計
平成16年度	559	148	707
平成17年度	564	118	682
平成18年度	556	112	668
平成19年度	591	158	749
平成20年度	628	126	754

[出典]盛岡市保健所概要

## (2) 思春期保健の状況

少子化の中で乳幼児と関わるのが少なくなった子どもたちを対象に、父性・母性の涵養を図り、生命の尊厳と自らの健康について理解を深めることを目的に、玉山区内の小中学校と共催し「思春期保健講演会」と「思春期ふれあい体験学習」を実施しています。

盛岡地区では、看護協会と協力し、中学生や高校生を対象に「看護ふれあい体験」を実施しています。



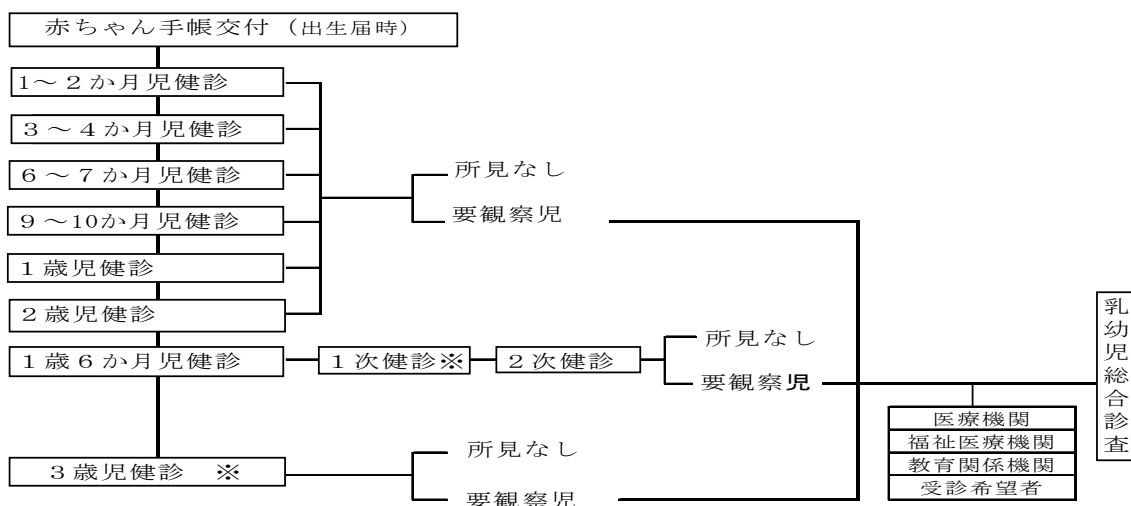
### (3) 乳幼児期の保健の状況

出生後から乳幼児期の心身の発育，発達の確認を行い，病気や異常の早期発見・保健指導を目的に乳幼児期の健康診査を行っています。健診方式は，委託小児科専門医で健診と指導をする「個別健診」と保健所及び保健センター等を会場として実施する「集団健診」及びその併用型で行い，出生届時に交付する「赤ちゃん手帳（健診票や予防接種券の冊子）」や市広報，個人通知により周知を図っています。

平成 20 年度の受診率は，1～2 か月児から 1 歳児までは平均で 93.6%，1 歳 6 か月児から 2 歳児までは 84.7%，3 歳児は 97.8%です。健診の未受診児には，はがきや家庭訪問で受診勧奨を行い，受診率の向上を目指しています。健診受診後，継続した支援が必要な乳幼児には，家庭訪問や電話による確認を行い，かかりつけ医や福祉機関等の関係機関と連携を図りながら支援を行っています。特に乳児期は育児について不安が最も大きい時期でもあり，概ね 2 か月に 1 回の健康診査で，成長の確認を行いながら育児のアドバイスを得られる環境を整えています。

幼児歯科健康診査は，虫歯予防など口腔衛生の向上を目的に歯科健康診査を実施しています。平成 19 年度から新設された 4 歳児歯科健康診査や以前からの 5 歳児歯科健康診査，シーラント予防処置等の事業を周知させながら，虫歯予防に努めています。

図 15 乳幼児健診体制フローチャート



※印は集団健診方式で実施  
 玉山区は，1歳6か月児及び3歳児健診を同日集団健診で実施

表 19 歯科健康診査の概要

歯科健康診査・歯科保健指導・予防措置	受診方法
1歳児歯科健康診査	指定歯科医療機関での個別健診
1歳6か月児歯科健康診査	集団健診
2歳児歯科健康診査	指定歯科医療機関での個別健診
3歳児歯科健康診査	集団健診
4歳児歯科健康診査	指定歯科医療機関での個別健診
5歳児歯科健康診査（シーラント予防処置）	指定歯科医療機関での個別健診

(4) 子育て支援の状況

① 子育て相談

子育て相談は、市保健所を含む市内7か所で実施していますが、利用人数は各地区ともやや減少傾向にあります。これは、保育所等による地域子育て支援センター事業等が地域の中に定着し、相談の場が増えたことも関係していると考えられます。

② ママの安心テレホン

妊娠、出産、育児についての不安や悩みを専用電話で相談できる「ママの安心テレホン」を平成12年度から実施しています。助産師と保健師が相談に応じ、相談内容延件数は平成16年度の2,282件をピークに減少傾向でしたが、平成18年度からわずかに増えています。相談内容は、「育児」が最も多く、育児に不慣れな事例や母が精神的に不安定な事例、虐待の疑いのある事例などは継続した対応につなげています。

表 20 ママの安心テレホン実施状況

(件・人)

年度	相談内容 相談者 延件数	相談内容 延件数	相談内容									
			妊娠中 の症状	妊娠中 の生活	教室や 制度	出産	産後の 症状	母乳	育児	不妊	こころ の相談	その他
平成16年度	2,004	2,282	42	15	—	2	127	217	1,733	5	—	
平成17年度	1,814	2,052	46		10	9	32	99	1,707	4	10	145
平成18年度	1,605	1,795	42		15	4	27	69	1,507	3	22	106
平成19年度	1,596	1,849	52		11	4	32	110	1,525	0	26	89
平成20年度	1,643	1,855	38		15	3	28	134	1,530	0	22	85

[出典]盛岡市保健所概要

### ③ 育児学級

初めて子育てを経験する親を対象に育児学級を開催しています。離乳食の進め方や親子の遊び、乳幼児の事故防止の学習とともに、育児についての悩みや不安を親同士の交流から解消しています。また、受講後に育児サークルとして自主活動ができるよう支援しており、継続して活動ができるよう、サークル等に対して会場を貸し出しています。また、保健師、栄養士、歯科衛生士等が健康教育等の支援を行っています。

表 21 すくすく学級実施状況

年度	こ っ く ん (2～3 か月児)		も ぐ も ぐ (5～6 か月児)		か み か み (8～10 か月児)	
	回数 (回)	参加数 (組)	回数 (回)	参加数 (組)	回数 (回)	参加数 (組)
平成 16 年度	12	350	12	309	6	154
平成 17 年度	12	325	12	283	6	177
平成 18 年度	12	349	12	382	6	159
平成 19 年度	12	352	1	26	—	—
平成 20 年度	12	340	—	—	—	—

【出典】盛岡市保健所概要

\*平成 19 年度からは 4 か月児を対象に実施

### (5) 早期療育システム

昭和 59 年度にスタートした乳幼児総合診査事業は、平成 15 年度に愛称を「もりっこ健診」とし、盛岡方式の早期療育システムとして着実に成果を上げてきました。受診児の 95%以上が「問題あり」で診査後に療育方針を確認し、支援を継続しています。

親子教室は、乳幼児総合診査事業の療育の受け皿として、また、参加児が他の療育につながるまでの中間機関として位置づけられています。育児不安等を抱える保護者の増加などもあり、平成 17 年度からは実施回数を増やして実施しています。

表 22 総合診査結果

(人)

区分 年度	受診 児数	結 果		精 神 発 達			の 情 緒 行 動 上 の 問 題	運 動 発 達			身 体 異 常 有	養 育 環 境 問 題 有
		問 題 無	問 題 有	境 界	遅 滞	計		境 界	遅 滞	計		
平成16年度	241	12	229	89	126	215	101	20	20	40	47	46
平成17年度	221	10	211	93	101	194	98	14	13	27	34	50
平成18年度	156	4	152	51	96	147	69	9	5	14	28	28
平成19年度	160	6	154	40	109	149	83	12	7	19	42	22
平成20年度	156	3	153	63	81	144	83	7	7	14	36	33

[出典]盛岡市保健所概要 (人数重複有)

表 23 親子教室実施状況

(人)

区分 年度	対 象 児 数	実 施 回 数	例 会 参 加 児 総 数 (延)	例 会 参 加 児 の 内 訳			実 施 結 果	実 施 結 果 (終 結 者 内 訳)				次 年 度 継 続	個 別 相 談 会 (人 数)	
				初 回 参 加 児	継 続 参 加 児	個 別 相 談		終 結	問 題 の 改 善	他 機 関 へ の 紹 介	転 出			そ の 他
平成16年度	93	36	481	45	436	—	41	2	25	7	7	52	4	
平成17年度	92	43	501	37	464	—	39	1	16	7	15	53	0	
平成18年度	97	46	449	36	413	—	53	2	25	7	19	44	1	
平成19年度	98	46	524	52	472	—	59	2	44	3	10	39	2	
平成20年度	101	46	465	52	413	—	48	2	33	5	8	53	6	

[出典]盛岡市保健所概要



## (6) 乳幼児等予防接種の状況

予防接種は、乳幼児や児童などの感染症に対する免疫を持たない者に対して、感染予防、発病防止、症状の軽減、病気のまん延防止などを目的として実施しています。

表 24 予防接種体制（平成 21 年度現在）

種 類		接種対象年齢（接種回数）		接種方法	
生 ワ ク チ ン	ポリオ（小児まひ）	生後 3～90 月未満まで無料（2 回）		集団	
	BCG（結核）	生後 6 月未満（特別な事情の場合は、1 歳未満）まで無料券使用（1 回）		個別	
	麻しん及び風しん （なお三期・四期は、 20 年度から 24 年度 のみの時限措置）	一期	生後 12～24 月未満まで無料券使用（1 回）		個別
		二期	5 歳～7 歳未満（小学校就学前 1 年間）まで無料券使用（1 回）		個別
		三期	13 歳となる年度（中学 1 年に相当する年齢）無料券使用（1 回）		個別
四期		18 歳となる年度（高校 3 年に相当する年齢）無料券使用（1 回）		個別	
不 活 化 ワ ク チ ン	三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷）	一期	初回 生後 3～72 月未満まで無料券使用（3 回）	個別	
			追加 生後 3～90 月未満まで無料券使用（1 回）	個別	
	二種混合（ジフテリア・破傷風）	二期	11 歳～13 歳未満まで無料券使用（1 回）		個別
	日本脳炎	一期	初回 生後 3～90 月未満まで無料券使用（2 回）	個別	
			追加 生後 3～90 月未満まで無料券使用（1 回）	個別	
		二期	9 歳～13 歳未満まで無料券使用（1 回）		個別

表 25 予防接種状況

(人)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
二混（ジフテリア・破傷風）	2,850	2,107	2,256	2,144	1,907
三混（ジフテリア・百日せき・破傷風）	9,851	10,578	10,094	10,204	10,344
ポリオ（急性灰白髄炎）	5,355	4,928	4,983	5,363	4,600
麻しん	2,590	2,604	3	3	7
風しん	2,732	3,864	130	11	6
麻しん・風しん（第一期）	—	—	4,950	2,520	2,346
麻しん・風しん（第二期）	—	—		2,430	2,492
麻しん・風しん（第三期）	—	—	—	—	2,330
麻しん・風しん（第四期）	—	—	—	—	2,695
日本脳炎	11,507	227	228	590	872
ツベルクリン反応検査	4,477	—	—	—	—
BCG	4,425	2,443	2,481	2,536	2,476
計	4,3787	26,751	25,127	25,801	30,075

[出典]盛岡市保健所概要

## (7) 小児救急医療体制の状況

比較的軽症な救急患者に対応する初期救急医療の盛岡市夜間急患診療所，在宅当番医制及び歯科在宅当番医制，また，手術や入院治療を必要とする重症救急患者の治療にあたる第二次救急医療の小児救急輪番制により，小児救急医療体制を確保しています。

小児人口が減少している現状の中でも小児救急患者数は高水準で推移していますが，平成 20 年度は前年度に比較して減少しました。この傾向は，小児救急患者についてのみならず，救急医療全体及び平日日中の通常診療時間においても同様です。

患者数は減少傾向にはあるものの，夜間や休日に受診する救急患者が小児救急輪番病院等の第二次救急病院や第三次救急医療である救命救急センターへ集中している現状にあり，重症救急患者等への救急医療の提供に支障を来すとともに，病院当直勤務医の慢性的な疲弊を招いていることから，症状に応じた適切な受診について啓発を図っています。

表 26 小児救急輪番日患者数

(人)

区分	外 来		入 院		うち救急車 搬入 (輪番日)	患者総数	
	輪番日	輪番日 以 外	輪番日	輪番日 以 外		輪番日	輪番日 以 外
平成 16 年度	8,842	7,276	1,271	601	575	10,113	7,877
平成 17 年度	6,999	6,575	872	491	333	7,871	7,066
平成 18 年度	6,776	4,422	911	454	426	7,687	4,876
平成 19 年度	6,997	4,198	897	332	388	7,894	4,530
平成 20 年度	6,066	3,711	692	317	639	6,758	4,028

[出典]盛岡市保健所概要

表 27 夜間急患診療所患者数

区分	患者総数(人)	小児科(人)	小児科患者の年齢区分		
			0 歳(人)	1～5 歳(人)	6～12 歳(人)
平成 16 年度	9,297	7,131	1,066	4,120	1,731
平成 17 年度	8,195	6,213	865	3,626	1,504
平成 18 年度	7,894	5,996	745	3,445	1,541
平成 19 年度	7,866	5,811	739	3,226	1,604
平成 20 年度	7,993	5,766	732	3,306	1,459

[出典]盛岡市保健所概要

## (8) 医療費の支給制度

### ① 乳幼児妊産婦医療費支給制度

妊産婦及び乳幼児の心身の健康を保持し，経済的負担の軽減を図るために医療費の自己負担に対して助成しています。また，妊産婦同様乳幼児についても，平成 19 年に所得制限が撤廃され，全ての就学前児童が助成の対象となりました。

### ② 母子家庭等医療費支給制度

母子家庭等の母と子や寡婦の心身の健康を保持し，経済的負担の軽減を図るために医療費（自己負担分）に対して助成しています。

### ③ 未熟児養育医療費給付制度

出生体重が 2,000g 以下または生活力が薄弱で医師が入院により養育が必要と認めた乳児の場合，指定医療機関で入院にかかる医療費（自己負担分）の一部を助成しています。

### ④ 自立支援医療（育成医療）給付制度

18 歳未満の児童で身体上の障がいがある場合または治療を行わないと将来障がいを残すと認められる児童が指定医療機関で治療を受ける場合，医療費（自己負担分）の一部を助成しています。

### ⑤ 小児慢性特定疾患治療研究費等給付事業

慢性疾患（11 疾患，514 疾患）に罹患している 18 歳未満の児童について，該当疾患の治療にかかる医療費（自己負担分）の一部を助成しています。

### ⑥ 特定不妊治療費助成制度

保険適用外の不妊治療を行った夫婦に対して，年 2 回（通算 5 年）一回の治療につき 15 万円（平成 21 年度）を限度に助成を行っています。

\*③～⑥は，中核市移行により，移譲となった事業

## 5 生涯学習環境の状況

### 〔 現状と課題 〕

子どもたちの心身の健やかな成長に資するための教育環境の整備について、学校、地域、家庭の教育力の向上に向けた取組を行っています。

今後においても、次代を担う子どもたちの豊かな心を育み、生きる力を育てていくための環境整備について、学校、地域、家庭がともに連携し、協力し合いながら充実を図っていくことが必要です。

また、昨今の家庭の教育力の低下に対する取組については父親の参加が少なく、家庭教育にもっと父親が積極的に参加するための企画の検討が課題となっています。

さらには、絵本の読み聞かせの大切さを伝える子どもの読書活動推進事業について、今後は読み聞かせを行うボランティアの活動機会を拡充し、児童生徒の読書活動を推進するための学校図書館と連携した取組が必要です。

### (1) 教育振興運動の推進

本市の教育振興運動は、昭和 41 年に自立の心と思いやりの心を持つ、創造性豊かな青少年の育成を掲げて始まった運動です。

明るく（健全育成）、賢く（学力向上）、たくましい（健康安全）青少年の育成は、市民共通の願いであり、運動を進めるにあたっては、児童生徒、家庭、地域社会、学校、行政の5者が力を合わせて取り組むこととしています。

平成 18 年度から平成 22 年度は、第 9 次 5 か年計画において、全市共通の運動目標を「家庭・地域社会・学校が連携して、「盛岡の子」を育もうーがんばる子・がまんのできる子・思いやりのある子ー」とし、生涯学習環境の充実に努めています。

### (2) 学校教育の状況

#### ① 幼稚園

国立 1 園、市立 4 園、私立 26 園で 3 歳以上から小学校入学前までの子どもを対象に、集団生活を通し、心と体の健やかな成長を図る目的で保育を実施し、就学前教育の普及充実に努めています。

市立幼稚園、私立幼稚園では通常の教育活動終了後にも園児を預かる「預かり保育」や就園前の 1～2 歳児を対象とする子育て支援事業など、保護者や地域のニーズに対応した特色ある取組が行われています。

また、市立幼稚園については、平成 21 年度に計画期間を平成 25 年度までとする「盛岡市幼稚園教育振興プログラム」を策定し、幼稚園における幼児教育のあり方等について示すこととしています。



## ② 小・中学校

小学校国公立 47 校，私立 1 校，中学校国公立 25 校，私立 2 校で小・中学校 75 校となっています。学校種間や，小・中学校の連携や交流の機会を設けながら，地域の児童生徒の実態を的確にとらえています。また，学習指導要領の趣旨に基づき，確かな学力を身につけ，豊かな情操と道徳心を培うとともに，健やかな身体を養うことを目標としながら，特色ある学校づくりの実現に努めています。

一方，いじめや不登校等の学校不適応児童生徒の解消のため，小学校に「適応支援員」等を配置し，訪問活動などを通して，家庭との連携強化に努めていますし，多くの中学校に「スクールカウンセラー」を配置し，児童生徒及び保護者・教職員に対するカウンセリングを行い，問題の解消とカウンセリング機能の充実を図っています。

また，「市教育相談室」では，学校不適応・しつけ・就学等に関する教育相談を受け付け，相談のケースによっては，学校や福祉関係部署等と連携を図りながら，問題の解消に努めています。

## (3) 社会教育の状況

家庭は教育の原点であり，子どもの教育には保護者が第一義的な責任を有します。しかしながら，子育ての状況をみますと，少子化や核家族化の進行により，子育てについて身近に相談する人もなく不安を抱えていたり，親自身が自らの成長の過程で多くの兄弟姉妹の中で育っていないために，子どもへの関わり方がわからなかったりという状況が多くみられます。そこで，自信を持ち安心して子育てができるように，各公民館が中心となり，子育てに関わる講座や講演会を開催して家庭教育についての学習機会を提供していますが，依然として父親の参加が少ない状況にあります。

さらには，子どもの読書活動推進事業として，市保健所と連携して 1 歳 6 か月児健診の際に絵本の読み聞かせを行う「ブックスタート事業」を実施しています。読み聞かせを行うボランティアの養成を図書館が行っており，親子で絵本の楽しさを体験し，読み聞かせの大切さを啓発する良い機会となっています。



## 6 子育てを支援する住環境の整備

### 〔 現状と課題 〕

子育てを支援する住環境の整備として、これまでは、道路環境等の整備や公営住宅への対応など行政主導によるハード面での環境整備が主でしたが、近年は民間の力を導入しての居住の安定確保など新たな事業展開もみられます。今後も、このような柔軟な事業運営も含めて、子育て世帯が安心して住まい、また、子ども連れで安心して外出できるような生活環境の整備などの課題解決に向け、地域社会全体で子育てにやさしいまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

#### (1) 次世代を見通した住宅・住環境の整備

安心して子どもを産み育てる住環境を整備するとともに、良質な公営住宅の供給を目指すため、本市では、平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 か年で、バリアフリー化された住宅 12 棟 80 戸を新築し、19 棟 190 戸の既設住宅を改善しました。

また、子育て世帯の住環境を整備するため、「あんしん賃貸支援事業<sup>(※)</sup>」を推進しています。この取組により、特に未就学等の子どもがいる世帯等について入居を受け入れる住宅の提供のほか、引越し時の託児、入居後の子育てに関する電話相談、情報提供を受けることなどが可能となりました。

#### (2) 子どもの遊び場の確保と整備

子どもたちに健全な遊び場を与えるため、平成 20 年度末までに都市公園として、幼児公園 260 か所、街区公園 136 か所の整備を実施しました。また、老朽化した幼児公園などをリニューアルするため、大人と子どもが一緒になり、地域住民が主体となって公園づくりに取り組むグラウンドワーク公園整備事業<sup>(※)</sup>を実施するなど、子どもたちが安心して遊ぶことができる環境づくりに努めています。

また、子どもたちの健康を増進し情操を豊かにするため、児童館・児童センター<sup>(※)</sup>の設置のほかに、市内の 3 か所に児童遊園<sup>(※)</sup>を設置しています。また、町内会等が設置管理する地域の子どもの遊び場の整備に要する費用について助成を行っています。

## 7 就労をめぐる動向

### 〔 現状と課題 〕

近年、次世代育成支援対策推進法において一般事業主にも行動計画の策定が定められたことや、平成 21 年度に育児・介護休業法が改正されたことなどにより、就労をめぐる環境は徐々に整えられてきています。しかしながら、整備されない事業所もみられるとともに、男性の育児休業制度の取得率の低さに象徴されるように制度の利用状況についても課題があります(図 17・図 19)。

平成 18 年 12 月に行われた「25～44 歳の結婚・子育て期の男女の意識調査\*」の結果によると、既婚者は男女ともに「仕事・家事・プライベートを両立」を希望しながらも、現実には、女性は「仕事と家事優先」、男性は「仕事優先」となっている人が多い状況です。また、独身男女においても、「プライベートな時間優先」や「仕事・家事・プライベートを両立」を希望しながら、現実には男女ともに「仕事優先」となっている人が多く、働き方そのものについて、人々の希望と現実との間には隔たりがみられます。

子どもを育てる上で、子どもと向き合う時間が必要なのは乳幼児期に限ったことではありません。また、未婚者にとってプライベートの充実が結婚につながる出会いのきっかけにもなりえます。さらに、中高年層においては、親の介護や自分自身の高齢期に向けた準備等の時間が必要とされるなど、それぞれの世代や様々な目的に応じて充実した生活を実現するために、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス<sup>(※)</sup>」の取組が求められています。特に、就労を希望する女性が増加する中で、人々の結婚や出産、子育てに関する希望と現実が大きくかい離している点が指摘されており、仕事と子育ての両立を目指す上でも「ワーク・ライフ・バランス」の実現が非常に重要とされていることから、今後、環境づくりに向けた取組が必要です。

\* 「25～44 歳の結婚・子育て期の男女の意識調査」平成 18 年 12 月に少子化と男女共同参画に関する専門調査会が全国の 47 都道府県を対象に実施。

### (1) 従業者数の変化

「平成 18 年事業所・企業統計調査」によると、本市の従業者数は、5 年間で 2,647 人減少していますが、女性従業者は 1,069 人 (1.5%) の増加となっています。

表 28 盛岡市の従業者数 (人)

	全体	男性	女性
平成 13 年 16,645 事業所	160,770(100.0%)	90,286(56.2%)	70,484(43.8%)
平成 18 年 15,757 事業所	158,123(100.0%)	86,570(54.7%)	71,553(45.3%)
増減 △888 事業所	△2,647	△3,716	1,069

[出典]平成 18 年事業所・企業統計調査

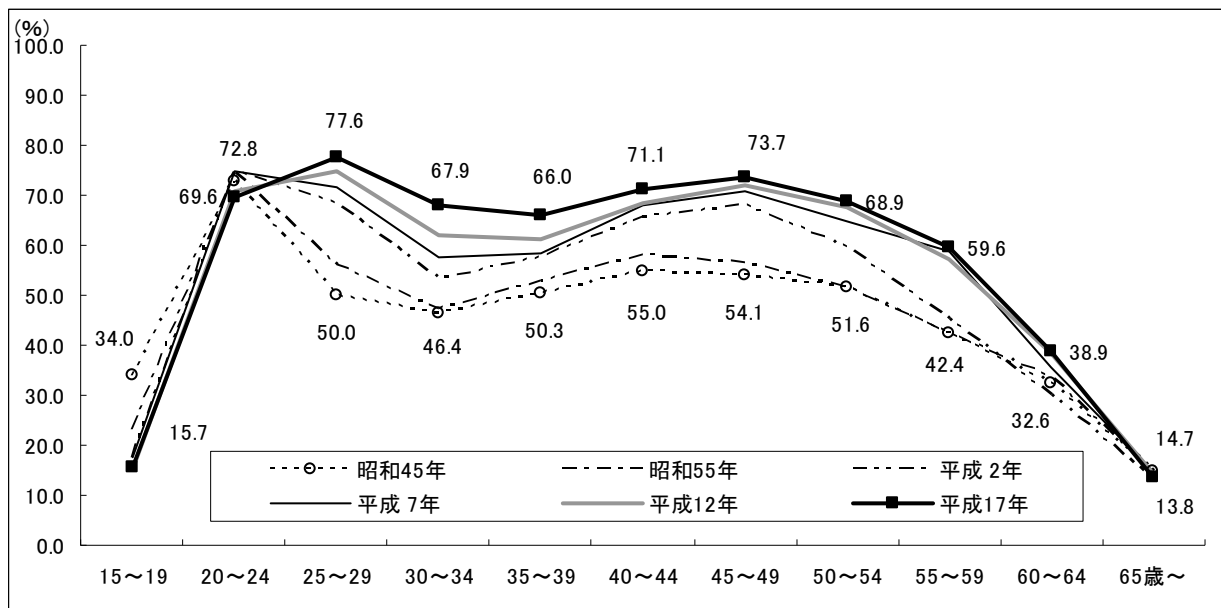
## (2) 女性の労働力率

本市の女性の労働力率を年齢階級別に見ると、25～29歳層と45～49歳層を左右の頂点として、35～39歳層をボトムとするM字型曲線を描いています。しかし、年々いずれの年齢層でも労働力は高まり、全体に上方に移動しており、昭和45年と比較すると、特に25～29歳層（27.6ポイント）、45～49歳層（19.6ポイント）での上昇が大きくなっています。

また、OECD24か国の国際比較においても、国内47都道府県比較においても、出生率と女性の労働力率（有業率）の関係は時系列的に変化していますが、近年では、女性労働力率（有業率）の高い国（都道府県）の方が出生率が高い傾向がみられます。

しかしながら、出産・子育てによる就業の中断や再就業等に限らない女性全体での非正規雇用化の進展、男女の賃金格差が存在する中で、性別役割分担意識が徐々に解消され、女性の働き方についての意識が変化している一方、実際の生活時間をみると、依然として男性は長時間労働の下、家事や育児に参加することが困難な状況となっているといえます。

図 16 盛岡市の女性の年齢階級別労働力率の推移



[出典]国勢調査

※数値に旧玉山村分の数値は含まない。

### (3) 勤労者の働く環境の整備

#### ① 各種休業制度の啓発普及

育児休業制度の導入と利用促進を関係機関と連携し、市内の企業や事業所へ働きかけを行っています。

#### ② 勤労者向け融資制度

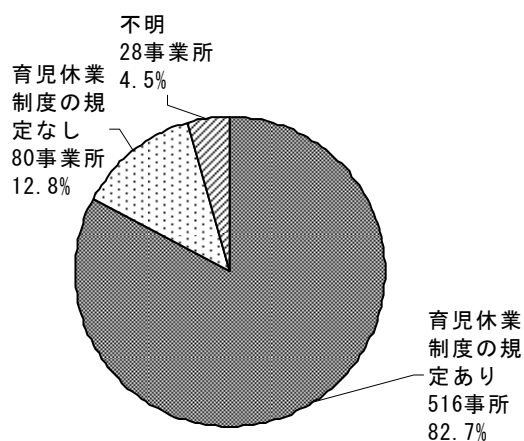
勤労者を支援する貸付制度として、子どもが高校等に進学や就学している場合に活用できる教育資金貸付、住宅購入等に活用できる住宅購入改築等資金貸付、育児休業中に活用できる育児休業生活資金貸付、臨時または緊急に資金を必要とする場合に活用できる生活安定資金貸付を実施しています。

#### ③ 育児休業等の取得状況

岩手県が平成 18 年度に県内の 624 事業所（常用労働者数 51,608 人）の労働条件等について調査した「労働条件等実態調査」によると、育児休業制度の規定を設けている事業所は 82.7%で（図 17），出産者又は配偶者が出産した者のうち育児休業を取得した者は、女性が 77.8%，男性は 1.1%となっています（図 19）。なお、育児休業取得者に占める復職者の割合は 91.1%でした。

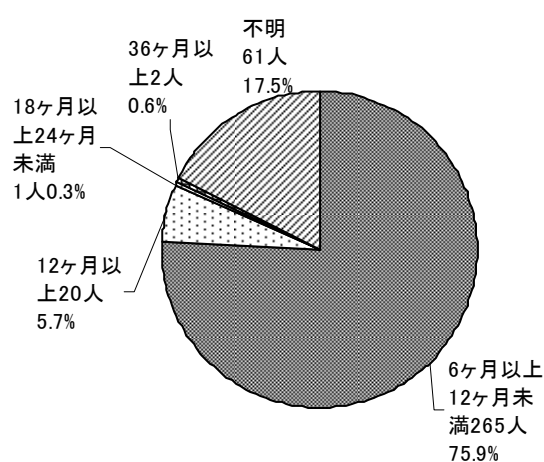
また、育児休業の利用期間でもっとも多いのは「6ヶ月以上 12ヶ月未満」で 75.9%でした。

図 17 育児休業制度の規定の有無



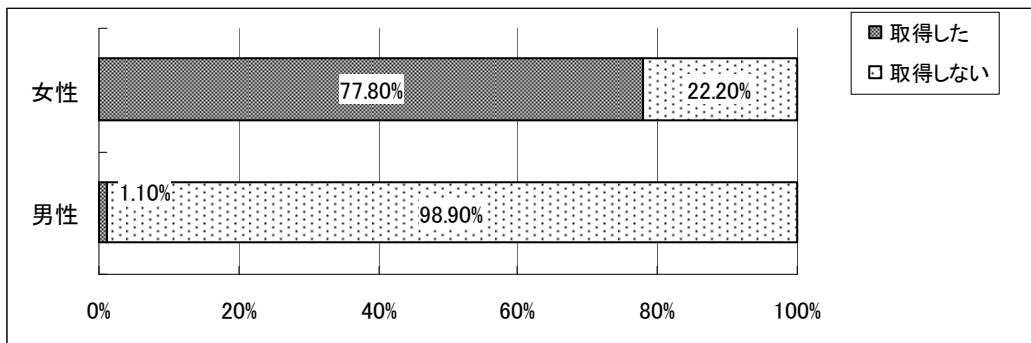
[出典]平成 18 年度岩手県労働条件等実態調査

図 18 育児休業の利用期間



[出典]平成 18 年度岩手県労働条件等実態調査

図 19 育児休業制度の取得状況

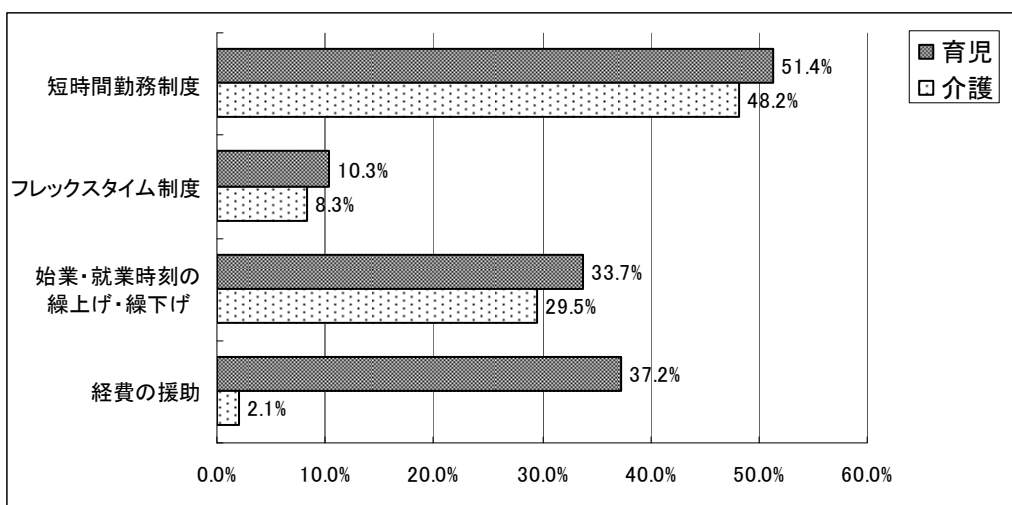


[出典]平成 18 年度岩手県労働条件等実態調査

#### ④ 育児・介護のための制度取組状況

また、育児・介護のために導入している勤務時間短縮等の取組状況については、いずれも介護よりも育児のための取組の比率が上回り、「短時間勤務制度」が最も高く、次いで「経費の援助」、「始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ」、「フレックスタイム制度」となっています。

図 20 育児・介護のための勤務時間短縮等取組状況



[出典]平成 18 年度岩手県労働条件等実態調査

## 8 子どもの安全の確保

### 〔 現状と課題 〕

社会情勢の変化とともに、子どもが犯罪行為に巻き込まれる事件が多発するなど地域社会が一体となって子どもの犯罪被害を未然に防止することや危険な環境を改善するための安全対策を推進することが求められています。

本市ではこれまでに、公園における危険遊具の撤去や修繕、河川事故の未然防止のための安全防護柵の設置、通学路の拡幅、市立小・中学校へのAED（自動体外式除細動器）整備など、子どもの安全対策を推進してきました。

多種多様な情報伝達機能が整備されている現代においては、情報化社会における子どもの安全確保といった視点からの対策も必要になっています。ハード面のみならずソフト面からも地域社会全体で子どもを見守り、危険を排除する取組が重要になっていることから、これまで以上に地域の関係機関や活動団体間の情報共有を含めた連携を推進していくことが課題となっています。

#### (1) 盛岡市新青少年健全育成計画

本市では、家庭や学校、地域、職場及び行政の青少年を取り巻く環境づくりの方向性を体系化した「盛岡市新青少年健全育成計画」を平成17年度に策定（平成19年2月改訂）しています。この計画では、青少年が自らの力で主体性と創造性を育み、社会との絆の中で自立した個人を確立できるように、その成長を支援することを基本理念としており、4つの主要テーマを設定して施策の推進を図ることとしています。この主要テーマのうち「青少年が安心・安全に生活できる環境をつくるとりくみ」として、青少年の非行や犯罪、問題行動を未然に防止するよう努めることや情報化社会の中で、青少年が適正な判断力を身に付け、有害情報から自らを守り、犯罪の被害者や加害者とならないように啓発活動を行い、青少年が安心・安全に生活できる環境づくりに努めることとしています。

#### (2) 子どもの安全対策

子どもの健全育成を図るために、子どもを取り巻く環境を総合的に整備するハード・ソフトの各事業について、全庁的各部署において取り組むべき課題を把握し、危険を排除した安全な環境づくりに取り組んでいます。

#### (3) 少年センター活動事業

市少年センターでは、少年補導員を配置して街頭補導や相談活動を行い、学校やPTA、地域住民、警察などの関係機関と連携協力しながら、少年の非行防止と健全育成を図る事業を行っています。また、情報化社会における有害な環境から子どもを守るための取組として、「ネット社会に生きる子どもたちを守る出前講座」と題して、携帯電話やインターネットの利便性を踏まえた情報伝達機能の落とし穴や、持たせる前のルールづくりを中心とした勉強会を、市内の小学校就学児童やその保護者などを対象として開催しています。

#### (4) 子どもの消費者被害防止対策

市消費生活センターでは、子どもの消費者被害防止のために、悪質商法被害事例と対応策を紹介して、正しい金銭感覚を養うための「出前！消費者講座」や保護者らを対象に子どもが悪質商法被害にあわないために留意する点や子どものためのお金のしつけについてアイデア提供を行う出前講座を学校などで開催しています。

このほか、地域住民を対象とした「子どものためのお金のしつけ」講座や子どもたちに被害の多い携帯電話、インターネットトラブルについて「架空請求に負けないホームページ」、また、教員などが学校の授業などで活用できる教材・教案などを提供する「消費者教育支援」のコンテンツをホームページに開設して、電子媒体による情報提供を行うなど、子どもの消費者被害に対する防止対策を行っています。

#### (5) スクールガード事業

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業として、市内 46 小学校区に 5 名のスクールガードリーダーを配置して、学校安全に取り組む体制を整備しています。

地域住民によるスクールガードの活動により小学校の通学路などで児童の登下校を見守る活動の充実が図られているほか、通学路等における危険箇所の把握や啓発看板の設置などが行われ、地域の安全や防犯に対する取組も進められています。また、子どもたちと一緒に地域安全マップの作成や情報交換会を行うなど、スクールガード活動を通じて、子どもたちの安全や地域の防犯に対する意識も高まっており、地域社会全体で子どもを見守り、健全な育成を支援する体制を推進しています。





## 9 保護を必要とする子どもの状況

### 〔 現状と課題 〕

すべての子どもと家庭が安心して生活できるよう、社会的擁護が必要な子どもや家庭への適切な支援に努めています。

平成 17 年 4 月 1 日施行の児童福祉法一部改正に伴い、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通告先に市町村が加わったことなどから、本市における虐待の相談件数は毎年増加しています。今後も、保護が必要と思われる子どもを見かけた場合の市民の通告(連絡・相談)義務について周知を図りながら、関係機関との連携を一層強化し、早期発見・早期対応による虐待の防止に努める必要があります。

また、今日、非正規雇用が増加し経済危機が深刻化する中で、母子家庭だけでなく父子家庭からの離婚や生活困窮に係る相談の増加が懸念されます。一方では、「貧困」状態にある家庭環境が子どもの教育機会等の格差や虐待、非行などの諸問題につながる、いわゆる「子どもの貧困」が社会的問題として指摘されており、ひとり親家庭においてその比率が高くなっているともいわれています。これらの状況を踏まえ、父子家庭を含めたひとり親家庭等に対する総合的な支援体制を整えていくことが課題となっています。

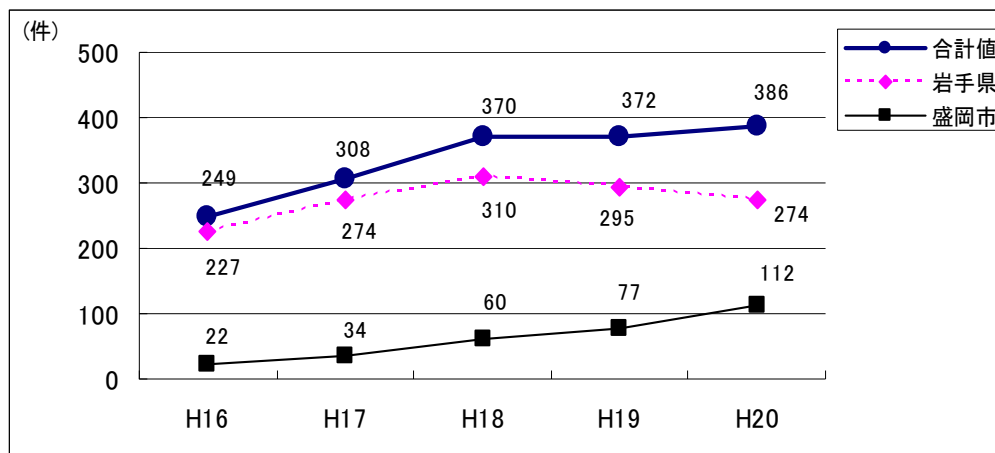
さらに、障がい児の支援については、平成 18 年度からは障害者自立支援法の施行により、障がいの種別にかかわらず必要とするサービスを提供できるよう身体・知的・精神障がい者の窓口が一本化され、3障がい同一の支援体制が整えられました。今後はさらに、障がいのある児童が、人間として健やかに成長し自立できるよう、子どものライフステージに応じた一貫した支援など総合的な支援システムの構築が求められています。

### (1) 児童虐待の状況

児童虐待の相談件数は、児童福祉法の一部改正(平成 17 年 4 月 1 日施行)に伴い、通告先がそれまでの児童相談所に加え市町村が追加されたことから、児童相談所(岩手県福祉総合相談センター)の受付件数は、平成 18 年度をピークに若干減少の傾向にありますが、本市での受付件数は依然として増加の傾向にあり、市全体としては増加が続いております。このような状況に対応するため、市では児童福祉課に家庭相談員を配置し、虐待通告の受付や、子どもや家庭内の不安や悩みなどについての相談業務を行っています。

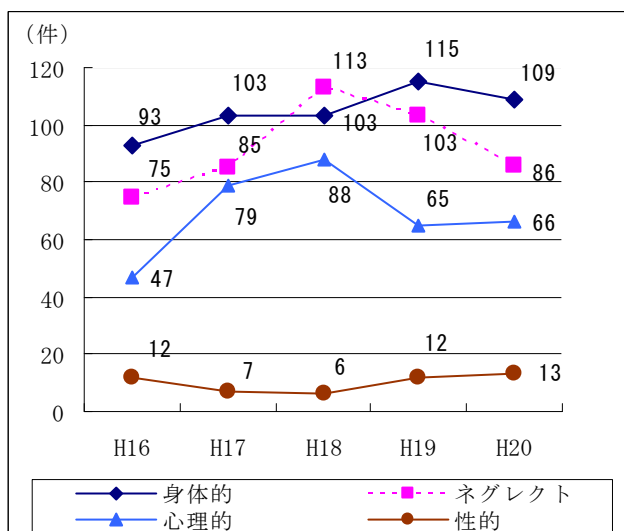
また、虐待を始めとする要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、市内の保健・医療・福祉・教育・警察等の関係 17 団体で構成する「盛岡市要保護児童対策地域協議会」において、情報の交換や具体的な支援内容を協議し対策に努めています。

図 21 岩手県(県内3児童相談所合計)と本市における児童虐待受付件数の推移



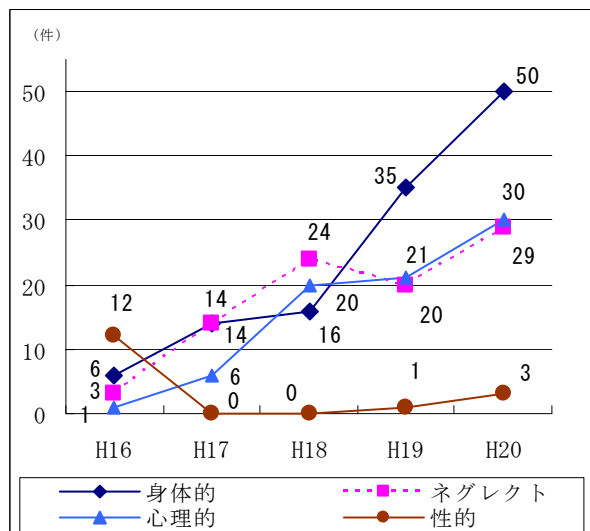
[出典]市児童福祉課

図 22 虐待種別の内訳(県内3児童相談所合計)



[出典]市児童福祉課

図 23 虐待種別の内訳(盛岡市)



[出典]市児童福祉課

表 29 児童虐待の種類

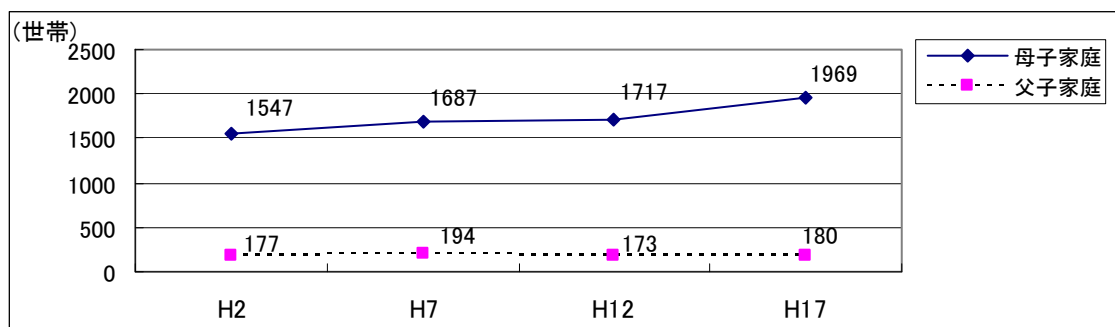
種類	具 体 例
身体的虐待	殴る, 蹴る, 投げ落とす, 首を絞める, 熱湯をかける, 布団蒸しにする, 溺れさせる, 逆さ吊りにする, 異物を飲ませる等
心理的虐待	無視, 脅かし, 他のきょうだいと著しく差別する, 「お前なんか生まれて来なければ良かった」などの子どもの心を傷つける言動, DV (ドメスティックバイオレンス: 配偶者からの暴力) を見せる等
性的虐待	性交, 性的行為の強要, 性器や性交を見せる, ポルノの被写体にする等
ネグレクト (養育放棄)	食事を与えない, 衣服や住居を極端に不潔・不衛生な状態にする, 乳幼児を家や車の中に放置する, 登校させない等

## (2) ひとり親家庭の状況

### ① ひとり親家庭の世帯数

本市の母子家庭の世帯数は増加する傾向にあります。また、父子家庭の世帯数は、およそ180世帯前後で推移しています。

図 24 盛岡市のひとり親家庭の世帯数

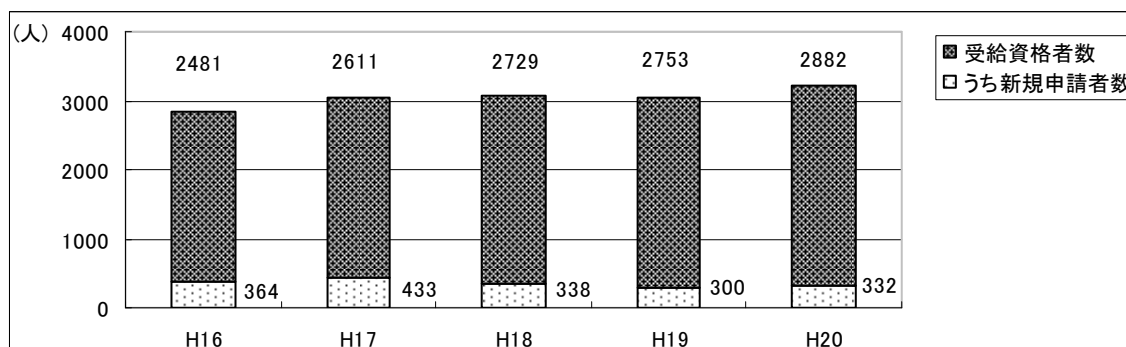


[出典]国勢調査

### ② 児童扶養手当受給資格者数

母子家庭の母に支給する児童扶養手当の受給資格者数は、毎年増加する傾向にあります。

図 25 児童扶養手当受給資格者数



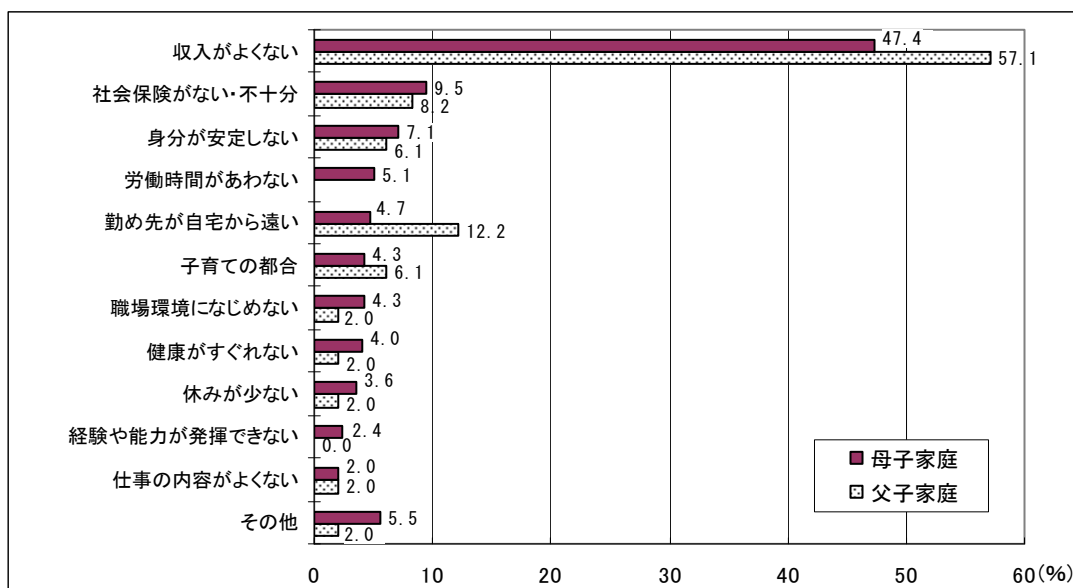
[出典]盛岡市の福祉（ただし、平成16年度は旧玉山村分の数値を含まない）

### ③ ひとり親家庭の就労

平成20年度岩手県母子世帯等実態調査によれば、仕事を変えたい理由として最も高い比率を占めたのは、母子家庭、父子家庭ともに「収入がよくない」となっており、子育てをしながら十分な収入を得る仕事にはつきにくい状況にあると考えられます。

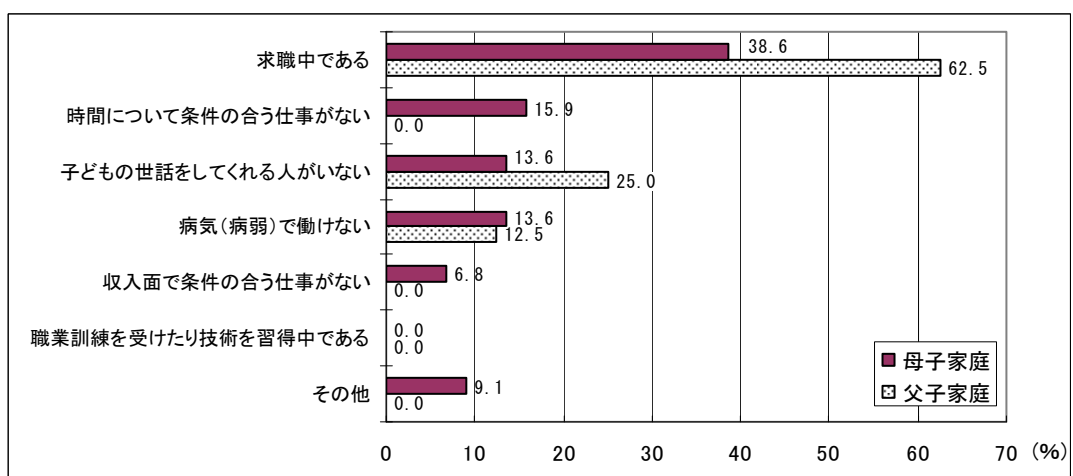
また、就職していない（就職できない）理由で最も高い比率を占めたのは、母子家庭、父子家庭共に「求職中である」となっており、子育てをしながら希望する仕事につくことが困難な状況にあると考えられます。

図 26 仕事を变えたい理由



[出典] 平成 20 年度岩手県母子世帯等実態調査

図 27 就職していない（就職できない）理由



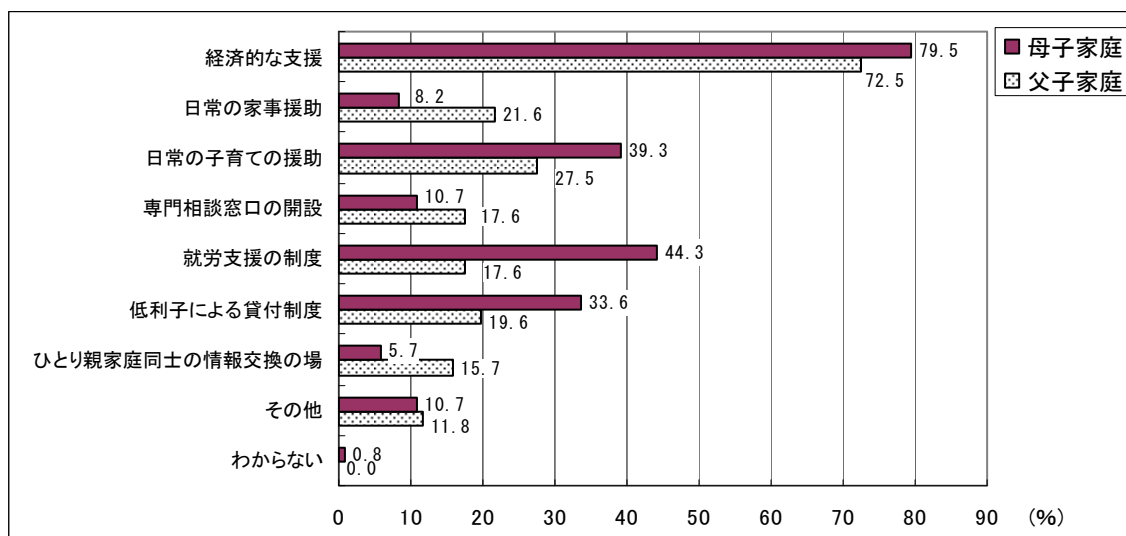
[出典] 平成 20 年度岩手県母子世帯等実態調査

#### ④ 希望する支援等

ニーズ調査及び父子家庭に関するニーズ調査で、「どのような支援の充実を望むか」をたずねたところ、母子家庭、父子家庭ともに「経済的な支援」が最も多くなっています。

また、父子家庭は、「日常の家事援助」のほか、「専門相談窓口の開設」「ひとり親同士の情報交換」が母子家庭よりも高い比率を占めており、身近に相談できる環境が整っておらず、孤立している状況が推測されます。

図 28 どのような支援を望むか



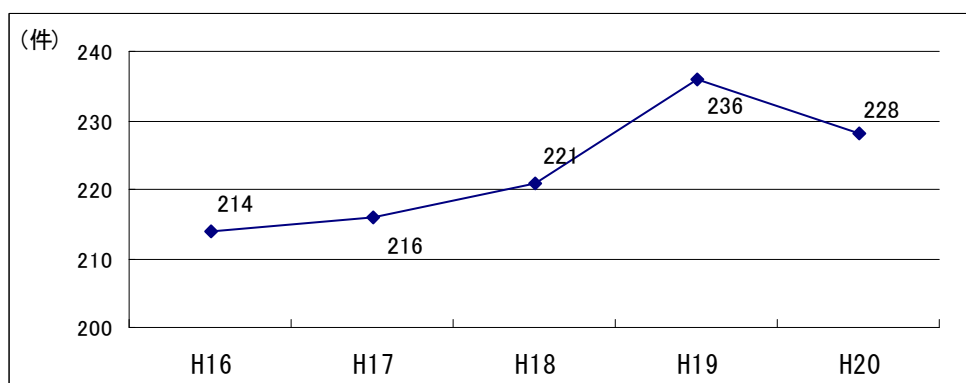
[出典]次世代育成支援に関するニーズ調査，父子家庭に関するニーズ調査

### (3) 障がい児の状況

#### ① 身体障がい児の状況

本市の身体障害者手帳所持者は，平成 20 年度末現在で 9,713 名，そのうち 18 歳未満の身体障がい児は 228 名となっており，全体として増加する傾向にあります。

図 29 18 歳未満の身体障害者手帳の交付状況



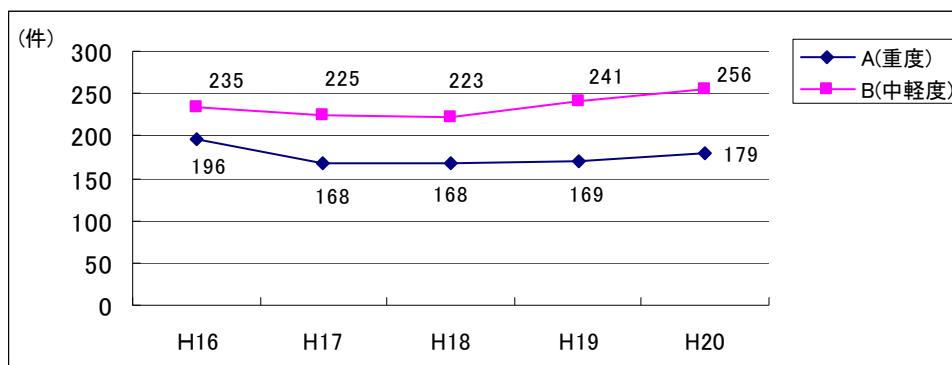
[出典]盛岡市障がい者福祉計画

\* 毎年度 3 月 31 日現在

## ② 知的障がい児の状況

本市の療育手帳（知的障がい者を対象として交付される手帳）所持者は、平成 20 年度末現在で 1,742 名で、そのうち 18 歳未満の知的障がい児は 435 名となっており、重度、中軽度とも増加していますが、中軽度の件数が重度の件数を上回っています。

図 30 18 歳未満の療育手帳の交付状況



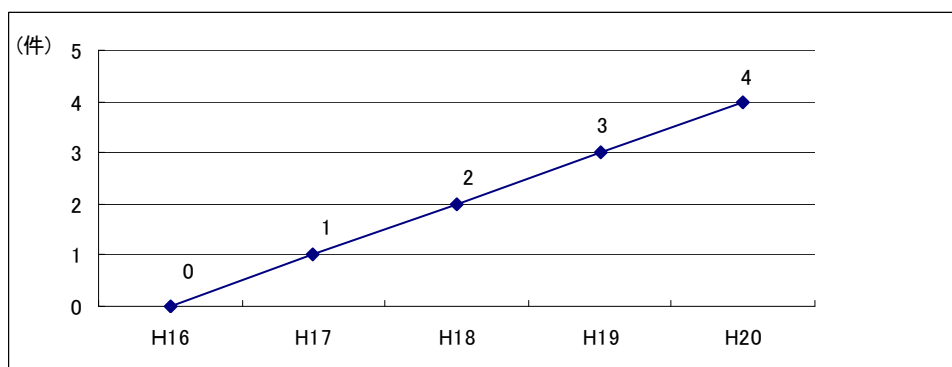
〔出典〕盛岡市の福祉

\*毎年度 3 月 31 日現在

## ③ 精神障がい児の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成 20 年度末現在で 1,121 名、そのうち 18 歳未満の精神障がい児は 4 名となっています。

図 31 18 歳未満の精神障害者保健福祉手帳の交付状況



〔出典〕岩手県央保健所

\*毎年度 3 月 31 日現在